

## 平成27年知内町議会第4回定例会（1日目）

- ◎ 招集年月日 平成27年12月17日（木）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成27年12月17日（木） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成27年12月17日（木） 午後 2時18分

### ◎ 出席議員

1番	西山和夫	6番	五十嵐捷爾
2番	木村一	7番	谷口康之
3番	松井盛泰	8番	吉田峰一
4番	泉政栄	9番	森永勉
5番	敦澤良子	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 2番 木村一 5番 敦澤良子

- ◎ 欠席議員 なし

### ◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野眞
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
地域創生推進室長	島津泰博
生活福祉課長	松崎輝幸
産業振興課長	西野俊一
建設水道課長	佐々木孝幸
建設水道課主任技師	佐藤和人
出納室長	松本泰行
教育長	田中健一
高校事務長	田中志津夫
スポーツセンター長	上村政美
代表監査委員	村上壽

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事係長	上野真吾

## 平成 27 年知内町議会第 4 回定例会議事日程

(第 1 号)

平成 27 年 12 月 17 日 (木) 午前 9 時 30 分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 2 番、木村 一君、5 番、敦澤良子君
第 2	委員会報告第 1 号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6	委員会報告第 2 号	総務文教常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 7	委員会報告第 3 号	経済民生常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 8		追跡質問
第 9		一般質問
第 10	議案第 1 号	平成 27 年度知内町一般会計補正予算 (第 6 号) について
第 11	議案第 2 号	平成 27 年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
第 12	議案第 3 号	平成 27 年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
第 13	議案第 4 号	知内町まちづくり総合計画条例の制定について
第 14	発委第 1 号	知内町議会会議規則の一部を改正する規則について
第 15	議案第 5 号	地方自治法第 203 条及び第 203 条の 2 に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
第 16	議案第 6 号	知内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
第 17	議案第 7 号	知内町税条例の一部を改正する条例について
第 18	議案第 8 号	知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第 19	議案第 9 号	知内町介護保険条例の一部を改正する条例について
第 20	報告第 1 号	知内町新型インフルエンザ等対策行動計画について
第 21	発委第 2 号	知内町議会委員会条例の一部を改正する条例について
第 22	意見書案第 1 号	T P P 交渉大筋合意に対する意見書の提出について
第 23	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

### ● 開会宣言・開議・議事日程

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

平成 27 年第 4 回定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は 10 人です。

定足数に達していますので、平成 27 年知内町議会第 4 回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、木村一君及び5番、敦澤良子君を指名します。

---

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る12月11日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、敦澤良子君。

◎ 委員長（敦澤良子）

それでは、委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

平成27年知内町議会第4回定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

平成27年12月17日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告書。

平成27年知内町議会第4回定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、審査した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により、報告します。

平成27年12月17日提出。知内町議会運営委員会委員長、敦澤良子。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1. 会議開催状況。開催日、12月17日。出席委員、敦澤・木村・西山・谷口・森永。欠席委員なし。説明員なし。事務局、村上・上野。

2. 会期について。今定例会の会期は、12月17日木曜日から18日金曜日までの2日間としたい。

3. 議事日程について。議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。

4. 付議案件について。付議案件は、諸報告1件、行政報告1件、委員会報告3件、議案9件、報告1件、一般質問3件、意見書案1件、発委2件、議長発議1件である。

2ページをお開きください。5. 意見書案について。提出案件は、別紙のとおり1件である。

6. 議長の諸報告及び説明員の出席について。議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配付のとおりである。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長より報告があったように進めてまいります。

---

## ● 会期の決定について

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から明日18日までの2日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日18日までの2日間と決定しました。

---

## ● 議長の諸報告

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成27年知内町議会第3回定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職員の出席要求については、既に印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

---

## ● 町長の行政報告

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長。

### ◎ 町長（大野幸孝）

おはようございます。平成27年第4回知内町議会定例会を開会するにあたり、行政報告を申し上げます。

第3回定例会以降、今定例会までの町行政の主要な事項について、別紙によりご報告を申し上げます。

まず、第1点目は、まちづくり懇談会の開催状況であります。平成27年10月14日から25日の日程で、各町内会でまちづくり懇談会を開催をさせていただきました。平成27年度の主な事業、取組状況について、私から説明をさせていただいた後、まちづくり総合計画、地方創生総合戦略策定のために実施をした住民アンケート調査結果、人口ビジョン及び重点プロジェクトについて、島津室長から説明を致し、その後、出席者とまちづくりの方向性等について、懇談、意見交換を行ったところであります。11町内会で164名の町民の皆様に参加いただき、大変、有意義な意見交換をさせていただいたところであります。また、11月24日に各産業団体青年部とのまちづくり懇談会を開催をさせていただきました。町内会のまちづくり懇談会と同じ形で説明させていただき、そのあと、

出席者とまちづくりの方向性、そして、結婚や子育て支援対策について、意見交換をさせていただいたところでもあります。参加者は、農業、漁業、商工、観光、木材加工、建設各団体の青年部20名の皆さんに出席をいただいたところでもあります。また、11月30日に保育所から高校までのPTAの父母の役員の皆様方と懇談会を開催をさせていただきました。参加者は、各PTA役員、そして、父母会役員23名の皆さんに出席をしていただき、まさに子育てをしております、父母の皆さんからいろいろと子育てに関する意見をいただきましたので、総合戦略の中で、しっかりと対応をしてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

2点目は、全国町村長大会等各種総会への出席状況であります。11月13日に東京で開催の全国過疎地域自立促進連盟定期総会、18日の全国町村大会、同じく大会後の治水関係事業中央要望活動、そして、19日の全国山村振興連盟通常総会、26日の全国治水砂防促進大会に参加、出席をさせていただきました。なお、それぞれの大会の提案書、決議書、提案要望書については、資料1から5までとして、添付をさせていただいておりますので、お目通しをいただければというふうに思います。

次に3点目は、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。10月6日に渡島西部広域事務組合管理者の選任のための参与会が開催され、鳴海福島町長を管理者に選任をしたところでもあります。10月20日に第3回臨時会が開催されまして、議案第1号の旧し尿処理施設解体工事請負契約の議決変更について、提案どおり可決されました。また、12月4日に第3回の定例議会が開催され、議案第1号の平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第3号については、提案どおり可決されたところでもあります。

次に4点目は、渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。10月22日に第2回定例会が開催され、発議案第1号の議席の指定及び第2号の議会運営委員の選任については、提案どおり同意されたところでもあります。第1号の副広域連合長の選任については、鳴海福島町長が選任同意されました。また、一般質問は、佐藤智子氏、八雲町から、マイナンバーの制度に関する一般質問が出されたところでもあります。承認第1号の北海道市町村職員退職手当組規約の変更に関する協議について、承認第2号の北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更に関する協議について、承認第3号の北海道市町村総合事務組規約の変更に関する協議については、いずれも原案どおり承認されたところでもあります。また、議案第1号の平成27年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計補正予算について、議案第2号の渡島廃棄物処理広域連合の休日に関する条例の一部改正について、議案第3号の渡島廃棄物処理広域連合個人情報保護条例の一部改正については、いずれも原案どおり可決されたところでもあります。また、認定第1号の平成26年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計決算認定については、原案どおり認定されたところでもあります。次に発議案第3号の渡島廃棄物処理広域連合議会会議規則の一部開催について、発議案第4号の閉会中の所管事務調査についても、いずれも原案どおり可決されたところでもあります。

次に5点目は、北海道後期高齢者医療広域連合の動向についてであります。11月4日に第2回定例会が開催され、議案第11号の平成26年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第12号の平成26年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定については、いずれも原案どおり認定されたところでもあります。また、議案第13号の平成27年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号について、議案第14号の平成27年度北海道後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療会計補正予算第1号についても、いずれも原案どおり議決されたところでもあります。また、議案第15号、そして、議案第16号の専決処分の認定につ

いても、いずれも原案どおり承認されたところであります。報告第3号の月例現金出納検査結果報告、平成26年度の1月から9月までの分でありますけれども、これも原案どおり承認されたところであります。以上、5点について、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、行政報告を終わります。

---

● 委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査報告について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、委員会報告第2号、『総務文教常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は、議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、西山和夫君。

◎ 委員長（西山和夫）

委員会報告第2号、総務文教常任委員会所管事務調査報告について。

平成27年度における総務常任委員会の所管事務調査に関わる結果について、別紙のとおり報告する。

平成27年12月17日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。平成27年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので会議規則第77条の規定により報告します。

平成27年12月17日。知内町議会総務文教常任委員会委員長、西山和夫。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査月日、平成27年9月2日、水曜日、1日間。

2、調査委員、西山、木村、松井、泉、五十嵐、吉田、森永各委員でございます。

3、説明員、網野副町長、小田島政策室長、田中教育長、福井教育次長、田中高校事務長、上村スポーツセンター長、堂前社会教育係長、上野社会教育主事。

4、事務局員、村上事務局長、上野係長。

5、調査事項、（1）知内高校各種検定料助成事業について、（2）放課後子ども教室推進事業について、（3）小谷石展望施設整備事業について。

6、調査意見、（1）知内高校各種検定料助成事業について

当該助成事業は、高校在学中に取得が可能な資格で、かつ学校が指定する各種資格の検定料を全額助成するものであり、それらの資格を取得することで、就職や進学後の単位取得の際に少しでも有利になるよう実施されている。しかし、その時の社会情勢や生徒の希望にもよるが、資格によっては、受験率の低いものも見受けられることから、現在対象となっている資格以外の項目について検討することも必要と思える。

また、難易度が高く合格率の低い資格もあり、全体的な合格率の底上げを目指し、資格によっては外部講師等の導入についても検討すべきと考える。

なお、就職率を高める観点から卒業後、就職した卒業生や企業に対して就職に必要な資格の情報収集を行い、企業が求める人材となることができるような仕組みづくりの構築を望むものである。

(2) 放課後子ども教室推進事業について

本事業は、町内すべての子どもを対象として、小学校区毎に安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、スポーツ・文化活動等、地域住民との交流活動等の取組を推進するために週1回程度実施している。

今後、事業の推進にあたっては、事業の実施回数を増やすなど、事業の趣旨を損なうことなく子どもに安心・安全な活動拠点を提供されるよう望むものである。

(3) 小谷石展望施設整備事業について

展望台の設置については、地元からの要望もあり、平成26年度に整備され、眺望は、道立自然公園である矢越岬をはじめ、晴天時には津軽海峡を隔て津軽半島や下北半島を望むことができる。

しかし、展望台に訪れた方はイカリカイ駐車公園へ駐車することになると思われるが、駐車場から展望台への道路は歩道もなく、登り口も分かり難くなっており、急カーブのため観光客のみならずドライバーからの視界も悪い状況にあり、また、階段については、治山施設の維持管理用として整備され活用されているが、鉄製であることから、雨天や雨上がりによっては、滑る危険性も考えられるので、注意を促す看板等の設置を含めた安全対策に充分配慮されたい。以上で終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

---

● 委員会報告第3号 経済民生常任委員会所管事務調査報告について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第7、委員会報告第3号、『経済民生常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は、議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員会委員長、谷口康之君。

◎ 議 長（伊藤政博）

委員会報告第3号、経済民生常任委員会所管事務調査報告について。

平成27年度における経済民生常任委員会の所管事務調査に関わる結果について、別紙のとおり報告する。

平成27年12月17日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

経済民生常任委員会所管事務調査報告書。平成27年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので会議規則第77条の規定により報告します。

平成27年12月17日。知内町議会経済民生常任委員会委員長、谷口康之。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査月日、平成27年8月31日、月曜日の1日間であります。

2、調査委員、委員長、谷口康之、副委員長、吉田峰一、委員は、木村一委員、松井盛泰委員、泉政栄委員、五十嵐捷爾委員であります。

3、欠席委員は、敦澤良子委員であります。

4、説明員は、網野副町長、西野産業振興課長、森永水産係長。

5、事務局員、村上事務局長、上野係長。

6、調査事項（1）資源培養管理型漁業試験事業について、（2）沿岸資源増大対策事業について

7、調査意見、（1）資源培養管理型漁業試験事業について

本事業においては、漁家所得の向上を図るため事業展開が図られてきているが「ナマコ礁効果調査」については、採苗試験、海中中間育成、海中放流、カキ殻礁などの設置がなされているが、潜水による追跡調査では思うような効果が出ていない状況にある。「アワビの本養殖試験」については、養殖籠により試験を行ってきたが、フジツボなどの付着物が多く成長も良くない状況にあったことから生け簀に転換したところ養殖籠より付着物が少なく成長も良好となっている。「タコ産卵礁効果調査」については、ここ4、5年当町のタコの漁獲量が激減しており、産卵礁の設置に期待がかかるころではあるが、これまで北海道に対し町の単独要望も行ってきているが、北海道の事業採択においては、産卵礁の効果が不明確であり、設置済みの試験礁への産卵確認をもって再度検討ということで北海道の事業採択としては、厳しい状況にある。

「ホヤ種苗中間育成調査」については、養殖用種苗を他県から移入し事業展開を図ったが感染病により、移入が困難となったことから地場での種苗育成センターでの人工採苗に切替え、沖出しによる中間育成試験を実施してきている。

当初は、生存数が大幅に減少していたが、最近においては、生存数が多く確認され良好となってきている。今後においては、種苗生産に関しては、水温管理のできる施設環境と量産化技術の確立が急務となっている。

このような状況下であり、それぞれに課題等も見受けられているが、今後、事業展開を図るうえで、現状を踏まえ漁業者、漁協、行政がどのような方向性を見出していか協議し、見通しの中で事業の継続が可能かどうか判断しながら取り組むべきと考える。

（2）沿岸資源増大対策事業について

採介漁業及び一本釣り漁業を中心とする涌元・小谷石地区の漁業者にとっては、近年の浅海資源及び来遊資源の減少により所得が低迷しており、エゾバフンウニ・エゾアワビの人工種苗等を放流することで資源の回復や増大を図り漁業者の所得の向上を図ってきている。

エゾバフンウニについては、過去10年間で1,470万個、エゾアワビについては、過去2年間で20万個、キタムラサキウニについては、平成19年・20年で1,470万個放流しており、近年の状況では夏期高水温等によるへい死により、エゾバフンウニの人工種苗の確保が困難となり、事業の中止や事業量が減少したこともあったが、漁獲高を見るとエゾバフンウニもエゾアワビも漁獲高は伸びてきている状況にもあることから、今後においても漁業者の所得の向上と経営安定に資することができるよう事業の取り組みに期待するところである。以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、経済民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

なお、只今、報告にありました、2常任委員会の報告内容については、理事者において、これを行政に十分反映されるよう、議長からも要望します。

---

● 追跡質問

◎ 議長（伊藤政博）



次に日程第8、『追跡質問』を行います。  
質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

---

## ● 一般質問

### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第9、『一般質問』を行います。  
発言を許します。

1番、西山和夫君。

### ◎ 1 番 (西山和夫)

一般質問させていただきます。質問事項、「湯ノ里地区の今後の戦略」

質問趣旨、湯ノ里地区においては、公営住宅の空き家解消と湯ノ里小学校の児童の確保を目的に公営住宅家賃（月額2分の1）の助成を今年度から実施し、さらには、湯ノ里小学校の存続を願う地域住民の協力を得て、湯ノ里保育所の移転計画について検討をかさね、湯ノ里小学校の空き教室を活用し、今年9月からスタートした全国的にも珍しい複合施設である特認校湯ノ里小学校「湯ノ里ゆめ学園」の開校などにも取り組まれています。ただ、まちづくり総合計画のアンケートの中で生活環境の総合的な視点の中で「暮らしにくい」理由の中に食料品や衣料品などの買い物等に不便を感じているということであり、湯ノ里地区においても重要な課題であると思うが、町長の所見を伺います。

### ◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

### ◎ 町 長 (大野幸孝)

今、質問趣旨、説明をいただきましたけれども、私なりの判断で、湯ノ里地域の更なる振興策、そして、高齢者の皆さんの暮らしにくさを如何に解消するかということで、2点に絞らせて答弁をさせていただきたいというふうに思いますので、まず、前段、ご理解をいただければというふうに思います。

ご指摘のとおり、小学生が同居する公営住宅家賃の2分の1助成、さらには、湯ノ里ゆめ学園の開設等を進めており、湯ノ里小学校は現在、児童数13名、湯ノ里保育所の園児23名で運営開設中であります。

なお、本年度、保育園を卒園する児童は4名いるところでありますけれども、現時点で、4名の児童がすべて湯ノ里小学校に入学をしていただけるか、まだその辺は未確定ということですので、まず、ご理解をいただければというふうに思います。それで、湯ノ里地域の振興策ということで、今、答弁をさせていただきますけれども、今年6月に制定をさせていただいた、知内町ものづくり産業振興条例に基づく各種施策により、既存企業の機械整備等を支援することで、生産量、そして、新製品の開発等を促進していただいて、新規雇用につなげられるよう重点課題として、まず、取組みたいというふうに今、考えております。

また、北海道新幹線開業を見据え、物産館とさわやかトイレの改修、そして、販売面積の拡張を進めていることから、そして、更に来年度、展望塔の整備によって、道の駅の魅力を高めることで町の各種製品の販売増につなげたいということも考えております。

さらに、議員の皆様方に説明をさせていただいておりますけれども、旧牧場跡地に整備予定のメガソーラー発電所の今、建設に向けて、最終調整をしておるところでありまして、明日、企業者が本町に来ていただいて、最終調整を今させていただくことになっておりますけれども、そのメガソーラーの事業をまず、現実的なものにするということも今、考えております。その中で、隣接して、アスレチック等を備えた小公園も一体となって整備をしたいというふうに思っていますので、物産館、そして、今の旧道の駅のメガソーラーを配置していただくことによっての小公園の整備、こんなことも含めながら、そして、来年度、事業を実施しようとしております展望塔、これを湯ノ里地区のシンボルタワーという考え方をさせていただいておりますので、一帯としたゾーンを建設することによって、多くの皆様方に湯ノ里地区に足を運んでいただける、そんな環境整備を進めてまいりたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。

それと、2点目の今、総合戦略でアンケートをした結果、議員がご指摘のとおり、暮らしにくい理由の中で、やはり食料品、衣料品の買い物が不便を来しているということも指摘をされております。その中で、湯ノ里地区に限った問題ではないんだろうと。私は町内会というか、知内町全体の高齢者の皆様方のそういう不便さを如何に解消するかということも考えなければいけぬだろうというふうに思っております。ただ、今回、湯ノ里地区ということで、限定をしておりますので、考え方を説明させていただきますけれども、そのアンケートの中で、コミュニティバス、それから、予約運行バスを導入した場合に、利用希望の比率、これは湯ノ里地区のやっぱり比率が高いという、今、状況も認識させていただいているところであります。そんなことから、今、策定を進めております、知内町の総合戦略において、豊かな暮らし創造プロジェクトの3本柱の1つとして、住民の生活利便性向上にかかる各種施策の振興、展開を検討中であり、その中で、情報端末、タブレットを使った買い物支援システム、それから、予約運行バスシステム、これをですね、何とか併せて今、検討しておりますので、できれば、今、平成27年度の補正予算、今、情報では1千億円という、今、情報ももらっています。その中で、北海道で300億円、市町村分で700億円という今、情報を掴んでおりまして、1町村あたり、今、4千万円くらいの今、交付をいただけるのかなというふうに思っていますので、その中で、今のデマンド、いろいろとこれからの高齢化対策として、試験的に導入することも、昨日、実は担当内で協議をさせていただいておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

ポツ1から順次やらせていただきたいと思っております。まず、ゆめ学園開設されて、来年度、4名の入学者を見込んでいるという状況であります。その中で、1名が他地区から今、希望をしている。それは、保育園の関係もありますということなので、地区外から1名想定されるんでしょうけれども、まだ、公営住宅に入居される方は、今のところまだ望みが立っていないという状況、いろいろ課題があるんだろうと思っておりますけれども、ただ、これから、湯ノ里小学校、ゆめ学園も含めて、これから更に制度の活用等を含めて、いろいろな事業をして、今の13名を維持するか、もしくは、上乘せするような政策等も取らなければいけぬだろうという課題もあります。その課題には、里親や制度もありますし、北海道子ども農山漁業支援プロジェクトという、ひとつの受け入れ方法もございますので、また、多々多々、教育長はいろいろ制度周知のことだと思っておりますので、そういう制度を活用しながら、今のゆめ学園のあり方を総体的に議論するということが必要になってくるだろ

うと思います。

それと、ポツ2でありますけれども、ものづくり条例、地元企業もありますので、これから今、動きとしてあると聞いておりますし、ただ、それらのこれから真価が問われることになるだろうと思いますけれども、そういうもの条例を活用しながら、雇用の拡大につながれば、またひとつの起爆剤にもなるだろうし、また、更にいろいろな意味での湯ノ里振興に貢献できるのかなと思っておりますけれども、それらもまだ支援段階の中で、始まったばかりでありますから、今後の課題もまだあるんだろうと思います。

ポツ3ということで、3つ目でありますけれども、道の駅の魅力を高めるということで、今、道の駅の改修を含めて、展望台の設置も含めて、今、議論している最中でありまして、これもまたいろいろなコンサルトの指摘がありましたように、課題もありますし、どこまで行政が支援できるかという1つの悩みもありますので、これもまた1つの課題でありますし、まして、メガソーラー、これも今、町長、一生懸命、2年目になる事業でありますけれども、何とかそれを集結させたいということで、今、進めている。その関連として、今、旧牧場跡地を利用した公園整備、これも数年でできるような活用の取り組みになるように、議論すれば、また新たな道の駅の発展にもつながるだろうと思いますので、その辺の整合性、どうこれから取りながら進めていくのかという大きな問題もあります。

また、4つ目でありますけれども、湯ノ里地区に限った課題ではなくて、全町的な課題であるということなんですけれども、このちょっと目線が違うというのは、北海道、日本でもいいんですけれども、上からどンドンどンドンその課題を政策として、どう解決していこうかということではなくて、末端から、地域からそれらの問題をいろいろ精査しながら、押し問答しながら進めていくことが、町の全町の町内会にもつながるだろうし、北海道にもまたつながるだろう、1つのモデルになるだろうと思うんですよね。上から目線で施策を展開しても、なかなか住民がその気になってもらえないと、いろいろ不都合も出てくるし、活力として果たしてどうなのかという疑問もあります。いろいろなネットで見ると、まず、住民がどう捉えて、この問題をどう捉えて、地域を発展させるか、町を発展させるか、まず、住民目線の中で活動して、問題をそれぞれクリアしていくという、そういう活動が必要だということで、いろいろアピールしているところもありますので、それは更に大なる課題になるだろうと思います。

また、コミュニティや最後のポツでありますけれども、買い物支援等々、今、ネットの時代ですから、地方でもある意味、十分に生活できるような環境、インターネットシステムを使って、情報端末を使ってですね、いろいろな政策が可能になってくるだろうと思います。ただ、若者から高齢者までおりますので、果たして、全部がこれをこなしかれるかという1つの問題もありますので、是非、そういう意味では、まだまだ問題もあるだろうと思っております。それで、提案なんですけれども、いろいろ課題がまだまだあるというのは、ご承知のとおりだと思いますけれども、それらを総合的に集落で支援するシステム、集落支援センターというのが1つ見本としてあるんですけれども、これは集落活動の支援、または、高齢者世帯への支援、サロン機能の維持だとか、役場と金融連絡機能だとか、いろいろあるらしいんですけれども、その集落の支援センターを湯ノ里地区に設けて、そこから、湯ノ里のいろいろな総合的に課題を含めて議論する場の支援センターを構築することによって、地区から更に全町に広がる何かヒントが見えてくるような気がしますので、是非、そういう意味では、湯ノ里地区というのは、医療も隔週でありますけれども、診療所あります。企業もあります。そして、食堂もありますし、まして、今までここまで知内町を引っ張ってきたという気運もあるだろうと思いますので、是非、そういうものを整備

した中で、地域で解決する、また、行政がそこに支援をして、それらの問題解決にあたるという、そういう支援の仕組みも必要だろうと思っていますので、その辺の考え方についてお尋ね致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

1回にたくさんご質問をいただいていますので、果たしてすべて答弁できるかわかりませんが、私がちょっと今、考え方を説明して、もし不足であれば、再度、ご質問をいただければと思います。まず、ゆめ学園の今後の考え方、対策ということでありませけれども、今、議員ご指摘のとおり、今、4名の保育所からの卒園者がいるんですけども、いろいろと知内保育園に預けられない、やっぱり環境状況で湯ノ里に今、入所させている家庭もありますので、すべて湯ノ里の定住している人が湯ノ里保育園に入園させているということでもありませんので、その辺はなかなかやっぱり保護者の考え方もある、私の考え方、教育長の考え方と同じであると思いますけれども、できれば、4人の入園者があるのであれば、4人がすべて湯ノ里小学校に入学していただければというふうには思っておりますけれども、これはなかなか今、その辺はまだ未定であるということをお聞きしておりますので、今後、どんな形で対応できるか、検討を進めてまいりたいというふうに思います。

それで、これは湯ノ里地域の振興に関わってくるのでありますけれども、先ほどちょっと答弁させてもらいました。湯ノ里地区での企業の方々に、今、話をさせていただいているのは、ものづくり産業振興条例で、先ほど言いました。今、進められている企業の規模を何とか新たな展開で拡充していただだけませんか。その拡充するための資金としては、支援としては、ものづくり産業振興条例で、きちんと定めさせていただいています。そして、今、従業員として、町外から通っていただいている人方を何とか地元で要するに定住をしていただけるための社宅の整備、そして、空き家を活用する制度も設けさせてもらったということで、実は今、議員ご指摘のように、スタートしたばかりであります。今、ものづくり産業振興条例で、申請が上がってきているのは、各会社の資格取得の部分が今、大半であります。そんなことからですね、もっと一步踏み込んだ、そんな対応をしていただけないかということで、実は今、職員と話をさせていただいているのは、平成28年度は、まず、このものづくり産業振興条例、1年かけて職員の皆様方がいろいろ検討をして、将来の知内町のあるべき姿、そして、基幹産業である農業をどうする、漁業をどうするということでの担い手対策、そして、もちろん知内町に定住していただいている人方を町外に出さない、出ていかれないような対策、そして、さらには、知内町に来て住んでいただく、これですね、全面的に平成28年度は、取り組む、周知徹底を図りたいという今、考え方をしておりますので、その辺、更にですね、地元の企業の皆様方に説明を申し上げて、今、対応をしたいというふうに思っていますし、幸いにしてといいますか、この条例を作らせてもらったことによって、いろいろと今、新たに知内町で事業を展開したいという企業も今、1、2、現れてきております。そんなことをですね、更にですね、一步踏み込んだ知内町をPRすることによって、そういう来ていただく人、企業、そして、移住をしてきていただく人をですね、増やしていきたいという今、考え方をしております。ただ、今、ご指摘のように、湯ノ里地域というのは、知内町の産業を支えていただいた地域でありますし、やっぱり保育所、そして、今、湯ノ里小学校、これはですね、やっぱり地域の皆様方が支えていただいて、今、存続しているというふうに認識をさせていただいておりますので、

更に地域の皆様方と連携を図りながら、対応をしていければというふうに思っております。

その1つが、物産館の改修であります。これは議員の皆様方にご理解をいただいて、6月に6,500万円の予算を議決していただいたんですけれども、いろいろと意見を聞かせていただいて、その予算を組み替えさせていただいて、平成28年度に今の物産館にすぐ隣接して、展望塔を建設したいということで、協議をさせていただいて、議員の皆様方にご理解をいただいたところであります。3月26日に新幹線が開業致しますけれども、それまでにはその展望塔の建設は間に合いませんけれども、1つの戦略として、今、考えさせてもらっているのは、そこにエレベーターを設置することによって、やっぱり高齢者の皆様方、そして、障害をお持ちの皆様方も新幹線、要するに展望塔から見ていただく、これを整えるということは、ほかの自治体から見ると、要するに知内町の1つの特色だろうということをもっと認めていただけるんだろうというふうに今、思っていますので、その辺もですね、できるだけ早くオープンできるような体制を整えたいということで、既に今、実施設計費も議員の皆様方に理解をいただいて、議決をさせていただいていますので、4月1日からすぐスタートできるような今、事務スケジュールで動いているということで、ご理解をいただければというふうに思います。

それと、今の暮らしにくいということでの買い物の関係であります。今、議員、上から目線という話をされていますけれども、これはちょっと私の意図するところと違うのかなと。湯ノ里地区だけに限ったことではなくて、知内町全体の要するにそういう課題であろうということを私は認識させていただいているということでもあります。ですから、今の総合戦略の中で、いろいろと今、要するにネットを使った買い物システムの構築ができないのか、そして、高齢者の皆様方に優しい対応として、デマンドというのは、視野に入れさせてもらっていますので、これを何とか今、試験的にやらせてもらえればなという考え方も実は持たせてもらっています。これが28年度の今、戦略の中で、取り組めるのか、先ほど申し上げました27年度の補正予算の1千億円の中で、これを要するにやれるかどうか、これは今、ちょっと事務方と検討しております。それで、27年度補正でそれがやれるとしましたら、いち早く手を挙げさせてもらって、そういう試験的な取組みを是非してみたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。決して、上から目線でこうだというお話はありません。私の本意ではありません。地域の皆様方の意見を如何に聞いて、それを解決するかというのは、やっぱりトップの責任だろうというふうに思っていますので、ご理解をいただければというふうに思います。

それで、1つ議員から提案がありました。集落システム、要するに支援センターを設置して、湯ノ里地域にそれを設置することによって、そこを1つのモデルとして、町内に広げていくという、これは、是非、参考にしてみたいというふうに思います。私は23年から、まず、小谷石の振興をやらせてもらいました。それで、今、民宿3軒が大変、評判が良く、そして、若者が今、地元に戻って、遊覧船をやることによって、JTBの要するに観光コースの中に青の洞窟も入れさせてもらっています。そして、矢越山荘も建て替えをさせてもらったことによって、いろいろとやっぱり議員の皆様方にも報告をさせていただいておりますけれども、札幌の企業が社員研修として矢越山荘を使ってもらっているということも1つのきっかけとなろうというふうに思っています。それが要するに小谷石だけが要するに目立ってはいけないというふうにずっと思っていますので、まず、今度は新幹線開業を1つの景気として、湯ノ里地域をどんな形で、今、振興を図れるかということで、いろいろと取り組ませていただいているということで、ご理解をいただければと思います。これが全町に広がっていくことによって、初めて知内町の観光振興が図れたという考え方

をさせていただいていますので、そのことについてもご理解をいただきたいと思います。それで、集落支援システムというのは、今、議員から指摘をしていただきました。私、ちょっとその辺の認識ありませんでした。ちょっと勉強をさせていただいて、果たして、湯ノ里地区がそういうモデル地域になり得るのかどうか、その辺を十分検討させていただいて、前向きに考えさせていただければというふうに思っております。以上、すべて答弁できたかというのは、ちょっとわかりませんが、以上、第1弾として説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1 番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

上から目線という、ちょっと言い方悪かったですけれども、今、国が豊かな地方を目指してということで、地方が豊かになって、日本全体がある一定の評価を得られるということで、今、それぞれ末端にどう力を分散するかということで、地方創生もやっているんだろうと思います。そういう意味で、知内町全体の問題というふうに捉えるより、地域でじゃあ、どういういろいろな課題があるのか、まず、そこを点検するという意味合いで、そこからまた違う問題解決の道が探れるんだろうなという思いがあるものですから、そこから町全体に波及すれば、1つのモデルとして波及すれば、効果が上がってくるんだろうと思います。ただ、集落の支援センター、自分的には、今、確かに男性社会から女性も平等の社会になっていますので、まして、現状を見れば、女性の力、ウーマンパワーというのは、すごい力がある。今、酪農家でも女性だけで組んで、酪農業を営むとか、いろいろな女性集団が活動を活発化させています。そういう意味では、集落の支援センター、もし町長が前向きな考えがあるのであれば、女性チームの中で、どう湯ノ里を盛り上げるかという、1つの支援の形を作ってもらえれば、大変ありがたいなと思っております。そういう意味で、集落の課題の把握と実情を捉えながら、どう課題解決に向けて進むかというのは、国勢調査もありましたし、いろいろ町の国勢調査だけではなかなか末端の状況がどうなっているのかわかりにくい部分ありますので、そういう意味では、町が率先して、そういう支援センター等の活動を活用しながら、末端にそしたらどういう問題があるのか、じゃあ、Uターンで、どの程度、湯ノ里に戻ってくる、将来展望どのくらいあるのかとか、いろいろな施策の展開等も考えるだろうと思いますし、それらを把握して、はじめて町政の支援策も生きるだろうし、きめ細やかな政策も展開できるんだろうと思っています。今の段階では、なかなかそうしたきめ細かな支援というのは、また言い方間違えればあれなんですけれども、まだ不足しているなという思いがありますから、そういう集落に支援センターを生かしながら、今後、更に細かい行政支援ができる形に持っていただければ、ありがたいなと思っておりますので、もう一度、答弁をお伺いして終わります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、湯ノ里地区をまず、1つのモデルとして、女性を中心とした支援センターの構築ができないかということのご質問でありますので、先ほども申し上げました。その支援システムというのは、どういうものなのか、どういう形体なのかということをお伺いして承知しておりませんでしたものですから、少し勉強をさせていただいて、内部で検討をして、湯ノ里地区でそういうものが果たしてできるのかどうか、これは前向きに検討をさせていただければというふうに思っているところであります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に6番、五十嵐捷爾君。

◎ 6 番 (五十嵐捷爾)

6番、五十嵐です。まず、1点目、質問事項であります。「北海道新幹線開業に伴うセレモニーの開催について」

質問趣旨でございますが、2016年3月26日、道民待望の新幹線開業まで、あと100日となり、機運が高まっているところであり、沿線自治体等と連携した歓迎セレモニー等の事業が予定されていると思いますが、知内町としても北の玄関口として最大のおもてなしをしなければならないと思われませんが、町長の所見をお伺いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

昭和63年3月13日の津軽海峡線開業の際には、町民1,000人余がトンネル出口付近で日の丸の旗を振って一番列車を歓迎をしたところであります。

北海道新幹線開業に際しても青函トンネル北海道の出入り口の町の特性を生かし、知内町の地名を全国にアピールできる機会として捉え、町民こぞって歓迎の意を表すイベント等が開催できないか、今、模索しているところであります。これは、私、常日頃から言わせていただいています。新幹線開業を1つの契機として、青函トンネルの出入口の町を全国にアピールできる、そんな取組みをしたいということを言わせていただいておりますので、今、内部検討をしているということで、ご理解をいただければというふうに思います。

それで、答弁書を送付させていただいたときには、まだダイヤが発表されていない状況でありましたので、何で北海道新聞だけがこういうダイヤが発表されたのかと、これはJRの方から18日に公表しますよということで、支社の方から実は電話連絡いただいて、次長さんが来て、説明をするという今、状況になっていたんですけれども、いずれにしても、北海道新聞がいち早く発表をしておりますので、答弁書ではダイヤがまだ未発表ということになっていますので、それで、これちょっと今、コピーを持ってきているんですけれども、東京発はやぶさ1号、6時32分に出発しますと、奥津軽いまべつ駅が10時08分という形に今なっています。ですから、はやて91号が、新青森で6時32分、それから、はやて93号が盛岡を6時54分、それから、はやぶさ96号が仙台を6時40分という形に今なっています。ただ、私の思いとしては、東京からやっぱり出発した列車を迎えるということであれば、はやぶさ1号を東京6時30分発の列車を迎えることが、今ベストなのかなというふうに、今、実は思っております。ですから、奥津軽いまべつ駅が10時08分ですから、知内町に大体どのくらいということは、想定つきますので、そんなことで今、考えているところでありますので、まず、ご理解をいただきたいというふうに思います。それで、いろいろと今、内部検討をしているんですけれども、知内町議会の投票が翌日27日ということで、今、決まっているんです。そんなこともあるものですから、どういう形で、今、イベントを組めるとかということもですね、実は頭を悩ましているところが現実ありました。ただ、選挙は選挙として、町が今、対応できるものについては、きちんと対応したいというふうに思っておりますので、町だけではなくて、町民の皆様方がどんな形で、要するに歓迎できるか、これは関係機関とも今、ダイヤが発表になりましたので、一步踏み込んだ中で協議をさせていただいて、できるだけ知内町をPRできるような体制を組みたいというふうに思います。それから、議員ご指摘の沿線自治体との連携という話を今、指摘をされておりますけれども、私は沿線自治体の連携というのは、

自分の中では今、考えてはおりません。これはですね、なかなか難しいと思います。まず、北海道の最初の駅、要するに木古内駅は木古内町で独自でやる。それから、新函館北斗の北斗市は北斗市でやる。そして、更に函館市は函館市で記念イベントをやる。この連携というのは、なかなか難しいんだらうというふうに思っていますし、北海道もなかなか一緒に何か大きなイベントというのは、なかなか出てこない。町村に任せているという現状だらうというふうに認識していますので、知内町がトンネルの出入口の町として、どんな形で新幹線を迎え入れられるか、これは地元の関係の皆様方と協議をして、体制を組んでいきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。それと、もう1つは、いろいろと鉄道マニアの人方というのは、自分のベストポジションを探すんだそうです。ですから、町が展望施設をやって、どうぞ要するにそこでカメラをシャッター押してくださいというのは、なかなか嫌うということもお聞きしておりますので、ただですね、今、防護壁が開業時は、まだ高くなっておりませんので、商工会が設置した展望塔からもまだ新幹線が見れる状況になります。それと、当然、物産館からの2階からもそのロケーションが確保できますし、湯ノ里小学校の屋上からもトンネルから出てくる眺望が確保できるということも今、そういうこともありますものですから、これはですね、やっぱり鉄道マニアの人方、確かに自分でベストポジションを探すんだらうというふうに思っていますけれども、知内町では、2階の展望施設でこんなロケーションが撮れますよ、湯ノ里小学校でもこういう状況になりますよ、それから、商工会の展望施設からもそういう眺望が確保できますよということはどうですか、これは鉄道ファンの皆様方にですね、できるだけそういうポイントであるということをおPRしたいということをお今、考えております。ですから、迎えるための1つのイベントと、それから、多くの皆様方、鉄道ファンが知内町に足を運んでもらえる、そんなPRも今、進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6番、五十嵐君。

◎ 6 番 (五十嵐捷爾)

開業まであと100日となって、カウントダウンが始まろうとしているのに、町としての動きがね、何も感じられなかったんですよ。それで、心配して、質問させていただいたわけなんですけれども、町長からの答弁をいただいて、ほんと安どしております。昭和63年の3月、津軽海峡線の開通時、私も地元のお客さんを募集して、一番列車で内地の方へ行きました。上り1番です。ですから、下りの一番の歓迎体制は、実感していません。ただ、相当な歓迎の体制だったということは聞いております。この度の新幹線の開業によりまして、その当時の体制に勝るとも劣らない歓迎ぶりを全国的にPRしなければならないのは、当然だと思います。また、始発駅の新函館北斗や木古内駅でのセレモニーもマスコミにも大々的に撮られると思いますけれども、何といたっても私たちのふるさと、北海道側のトンネルの出入口になる知内町がとてもインパクトが大きいものがあると思います。また、町長も以前、申しておりました。千載一遇のチャンス到来ということで、全町民の協力のもと、体制をしっかりと整えていかなければならないと、もちろん、私もいろいろと協力はさせていただきますので、よろしくお願い致します。また、先ほども町長、言いましたけれども、何とタイミングのいいことでしょうか。昨日、ダイヤが発表されました。私も明日だとは思っていました。だけれども、昨日出ましたので、一般質問を待ってくれたような感じがしまして、びっくりしております。私の予想では、さっきも言いましたように、18日頃か、また詳しいダイヤもその頃、発表になると思いますけれども、と



でも良いタイミングだったと思います。これから、準備体制に弾みが付くと思いますので、よろしくお願いします。町長がですね、町議選の日程を考慮してくれることに大変、感謝しておりますが、当日の時間帯は、何においても歓迎に出向くと思っております。それにはね、もちろん、立候補されている皆さんとお話をしなければならないと思いますけれども、万が一の場合は、私1人でも、個人としても参加させてもらうつもりでおります。詳しいダイヤは、体制は発表されたばかりで、現時点ではいかんともし難いと思うんですけども、大まかでいいので、町長のお考えをもう一度、お伺いしたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

先ほども申し上げましたけれども、ダイヤが決まりました。それで、私の考え方としては、先ほど言いました。はやぶさ1号、東京発6時32分のはやぶさ1号を迎えるのが一番ベストだろうというふうに私自身思っています。そんなことから、先ほども申し上げましたけれども、関係団体と今、協議をさせていただいて、そういう歓迎セレモニー的なものをですね、是非、実施していくような今、取り組みをしたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、五十嵐君。

◎ 6 番（五十嵐捷爾）

ちょっと難しいところがあると思いますね、今、町長が言ったように、メインは下りのはやぶさ1号だと、私もそれは実感しておりますけれども、その前の新青森からのはやて91、はやて93、盛岡から、それから、仙台からの6時40分のはやぶさ95に対してもね、やはり歓迎のムードを盛り上げなければならないと私は思っております。人の配置については、1日中ということは大変、難しいと思うんですけども、まず、町長の言うように、はやぶさ1号は、大体6時58分くらいだろうと予定をしております。まだ、時間がありますので、その時間ははっきりさせておきたいと思っておりますけれども、先ほど言ったように、1番列車の新青森から2番の盛岡、3番の仙台と、こういう列車に対しても歓迎ムードを出さないとはだめだと私は思っております。いずれにしましてもね、何回も申し上げておりますとおり、全町あげての歓迎体制で対処しなければならないと思っておりますが、今、現在、何を目玉にしているか、もう一度、町長の意見を聞かせていただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、議員がご指摘のとおり、町としましても、どんな形で歓迎ムードを高められるか、関係機関と協議をしてまいりたいということをお答えさせていただいておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。それで、たまたま今、私の考え方として、はやぶさ1号ということで、東京6時32分の列車を迎えるのが一番ベストだろうという、これは私の考え方でありまして、これは関係機関と協議して、どういうふうになるかわかりません。ですから、町と関係機関、そして、町民の皆様方と一番、どんな形で迎えられることがいいのかということを検討をするということでもありますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、五十嵐君。

◎ 6 番（五十嵐捷爾）

2つ目、質問事項、「観光案内板の増設について」

質問趣旨でございます。新幹線の開業にあたって、今現在、物産館に設置している観光案内板を函館方面からのお客様に対しても必要と思われませんが、観光案内板の増設については、平成13年と平成18年に一般質問をさせていただいた経緯があり、設置に向け協議すると答弁をいただいておりますが、今現在、設置されてはませんが、今後どう取り組まれるのかお伺いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

町内の観光案内板の増設ということのご指摘をいただきました。木古内から来てというか、木古内と要するに知内町との町境、ここに施設整備はしているんですけども、なかなかわかりづらいということも今あります。それで、総合的にですね、総体的に、今、施設案内板をどうするか、観光案内板もどうするかということで、今、内部検討を实はしているところであります。私も知内町の看板を見て、もう少しやっぱり配慮というか、いろいろとやっぱり必要ではないのかなという認識はさせていただいております。それで、今ですね、交流人口の拡大、それから、観光交流人口の拡大ということを今、まちづくりの1つの大きな柱として掲げさせていただいておりますから、やっぱり知内町に来ていただく人方がやっぱりわかりやすく、施設どこへ行くということの看板というのは、大変、必要なものだろうというふうに認識を今しております。そんなことからですね、今、総合戦略の中、それから、まちづくり総合計画の中に、その看板設置、どうあるべきかということを中心に内部検討した中で、計画的に盛り込んでいこうというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。それと、もう1つ信金のすぐ側の要するに道道と国道の入り口、複雑になっています。それで、何とかあそこを解決できないかというか、混雑というか、来た運転手さんがなかなか看板だけ見ている、通り過ぎて、要するに道道に入るといふのがあるんですね。それが警察署がそこで見ていて、検挙されるということも結構ありますので、これを今、何とか改修したいということで、今、国とも北海道とも今、協議を实はしています。それで、公安委員会とも協議を終わりました。あとは要するに予算が如何に付けられるかということまで、今なっていますので、当然、あそこをきれいにすることによって、しおさい球場、それから、今、かき小屋がオープンされます。それから、小谷石に誘導する看板、これはですね、絶対必要だというふうに思っていますので、これはやらせてもらおうというか、今、やるべく進めているということで、ご理解ください。平成13年と18年時に質問して、まだ手をかけていないということでもありますけれども、私は今回の総合戦略、まちづくり総合計画にきちんとその辺は盛り込もうというふうに思っていますので、ご理解ください。それで、看板というのは、観光案内板とそれから、施設案内というのは、2つに分かれるんだと思っていますので、どこに知内町の観光をPRするための看板が必要なのか、これをですね、今、内部で検討していますので、そのことについてもご理解ください。それと、来年度、平成28年度に今、小谷石地区の振興をいろいろとやらせてもらっていますけれども、その小谷石町内会の中にですね、案内板の設置を今、考えています。そして、展望施設、今、ご指摘のように、なかなかわかりづらいということもあるものですから、この看板も必要だろうというふうに思っていますので、これは28年度で予算化して、対応したい。それから、もう1

つ、道の駅の入り口付近に看板が立てられていること、ご存じだと思いますけれども、JR知内駅という名前がまだ残っている看板があるものですから、この辺もすべて新しく看板の更新を考えたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、五十嵐君。

◎ 6番（五十嵐捷爾）

議長、ちょっと資料の写真を配付したいんですけども、よろしいでしょうか。看板の資料です。物産館の状況を写した写真をちょっと。

◎ 議長（伊藤政博）

誰に。議員さん全員にですか。町長にですか。

◎ 6番（五十嵐捷爾）

町長に。

◎ 議長（伊藤政博）

いいですよ。説明はどうぞ、自席の方で。

◎ 6番（五十嵐捷爾）

町長の答弁の内容から、いろいろ検討中という項目が上げられまして、熱い意気込みが感じられまして、大いに期待したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。私はですね、要するに町内の出入り込みの際、出ていく、入るときの際に重要なのが、案内看板の地図、パンフレットが絶対必要だということなんです。以前からね、幾度も申し上げていたんですけども、検討するとの答で終わってしまっていて、とても残念に思っていました。でも、町長の今の意気込みで、本当にうれしく思っています。私の経験上、申し上げるんですけども、知らない都市へ行くと、まず、あてにするのが、地図、看板、それから、パンフレットなんか一番大事だと思うんですよ。それがね、全然、知内には、ないということで、先ほど見せた物産館ももう全然、そのとおり見えなくなっています。そういう感じなので、修復していただくということと、木古内側の寨門跡あたりがね、ちょうど良いんじゃないかなという気がします。ただ、今、インターネットの時代となっているので、みんながみんなそうだとも言いきれないので、先ほど言いましたけれども、湯ノ里方面からの物産館にある案内板がすっかり年数経って、もう全然役に立っていないということと、木古内方面にもこういう看板が必要ではないかということで、私は口が酸っぱくなるほど今まで申し上げてきたんですけども、変化がありませんでした。これから、北海道の開業に伴いね、大勢の観光客の入り込みが予想されています。それらのお客様に対するおもてなしのある知内町の町をPRするというためにも、是非、実行していただくよう強く望みたいと思います。もう一度、町長の意見を聞いて終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

先ほども申し上げました。既設の看板、いろいろと課題があるということ承知しているということをおっしゃっていただいて、今、その対策を練らせていただいて、観光看板とそれから、施設案内看板、これをきちんとどこに一番設置すれば町外から来た人方にきちんと誘導できるのか、そして、知内町の観光施設をどんな形でアピールできるか、知っていただけるか、これを今、内部で検討させて、総合戦略、まちづくり総合計画にきちんと組みわせていただくということをお答えさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩致します。再開は、11時と致します。

（ 休憩 午前10時45分 ）

（ 再開 午前11時00分 ）

---

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。

これを許します。町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

議員の皆様には、大変、お忙しい中、平成27年第4回知内町議会定例会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今議会に上程しておりますのは、議案9件、報告1件であります。議案第1号は、平成27年度知内町一般会計補正予算（第6号）であります。2,995万円の追加補正がありますが、主な内容は、保育園入所児童の増と制度改正に伴う単価アップによる委託料の追加、庁舎事務室受付カウンター改修等に伴う備品購入費の追加、更に福祉灯油購入費助成事業の実施並びに地域材活用住宅助成事業が当初計上分を上回る見通しであることから、助成金を追加するものであります。議案第2号は、平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出に800万円の追加補正であります。内容は、一般被保険者高額療養費の増及び国庫補助金清算金の増により、不足と見込まれる額を追加補正するものであります。議案第3号は、平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出から39万7千円の減額補正であります。内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額をするものであります。議案第4号は、知内町町まちづくり総合計画条例の制定についてであります。内容につきましては、本町の基本的な指針であります。知内町まちづくり総合計画を策定するにあたり、必要事項を定めるものであります。議案第5号は、地方自治法第203条及び203条の2に定める者に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。内容につきましては、議会会議規則の改正に伴い、関係規定を整備するものであります。議案第6号は、知内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。本年9月30日施行の地方税法施行規則等の一部を改正する省令に伴う改正で、行政手続における特定の個人を識別するため、番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、文言を追加する改正であります。議案第7号は、知内町税条例の一部を改正する条例についてであります。本年3月31日交付の地方税法等の一部を改正する法律及び本年5月7日交付の厚生労働省関係法律に伴う改正であります。議案第8号は、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について並びに議案第9号の知内町介護保険税条例の一部を改正する条例については、いずれも行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、文言を追加するものであります。報告第1号は、知内町新型インフルエンザ等対策行動計画についてであります。内容につきましては、これから各担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

---

● 議案第1号 平成27年度知内町一般会計補正予算（第6号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第1号、『平成27年度知内町一般会計補正予算（第6号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第1号、平成27年度知内町一般会計補正予算（第6号）について。

平成27年度知内町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,995万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,443万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正であります。地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

恒例によりまして、説明は、歳出より行いますので、17ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目議会費から102万9千円を減額し、6,962万3千円とするものであります。内容は、9節旅費で、不用と見込まれる研修旅費48万6千円を減額、18節備品購入費で、事業の執行残額合わせまして54万3千円を減額するものであります。

次のページです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に160万円を追加し、2億1,798万円とするものであります。内容は、9節旅費で、普通旅費に不足が見込まれることから80万円を追加し、13節委託料で、社会保障税番号制度にかかる専用回線の共同利用構築費として27万円、人事給与のシステム改修費に53万円をそれぞれ追加するものであります。

次のページです。3目財産管理費に488万6千円を追加し、1億3,516万1千円とするものです。内容は、18節備品購入費で、庁舎受付カウンターと応接セット購入費として追加するものであります。受付カウンターにつきましては、お客さんが椅子に座って対応できる低いカウンターを地域材を活用し、制作予定であります。また、椅子、テーブルの応接セットにつきましても、地域材を活用したものを町長室と議会議長室に購入し、来訪者に地域材を広くPRしたいと思っております。

次のページです。7目計画調査費、補正額はありますが、1節報酬と9節旅費の節間での経費の変更であります。

次に12目自治振興費に57万2千円を追加し、3,380万1千円とするものであります。内容は、8節報償費に知内町顕彰条例に基づく功労表彰及び職員表彰規定品として7万2千円を追加、11節需用費で、不足が見込まれることから、ふるさと納税謝礼特産品購入費として25万円、12節役務費に送料として25万円をそれぞれ追加するものであります。

次のページです。16目地域創生推進費に30万円を追加し、680万円とするもので

あります。内容は9節旅費で不足が見込まれることから、追加をするものであります。

次に2項町税費、1目税務総務費に16万5千円を追加し、3,585万7千円とするものであります。内容は、3節職員手当等で不足が見込まれることから、追加をするものであります。

次に4項選挙費、1目選挙管理委員会費に4万9千円を追加し、122万6千円とするものです。13節委託料で選挙制度改正に伴い、システム改修委託料として追加をするものであります。

次に5項統計調査費、1目人口農林商工教育統計調査費、補正額はございませんが、3節職員手当等から11節需用費に節間での経費の変更になります。

以上で、総務企画課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

26ページです。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に344万円を追加し、8,339万9千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、福祉灯油購入費助成事業補助金として160万円を追加するものです。23節償還金利子及び割引料に臨時福祉給付金事業費返還金に平成26年度分額の確定により184万円の追加です。

続きまして、3目老人福祉費に19万7千円を減額し、7,928万1千円とするものです。11節需用費、緊急通報装置消耗品に20万円の追加です。知内消防署に設置の装置の部品の取替等によるものです。28節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金に額の確定により39万7千円の減額です。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費130万4千円を追加し、3,140万6千円とするものです。12節役務費、インフルエンザ予防接種にワクチン単価アップと高校生まで無料により、124万3千円を追加するものです。

戻ってください。すみません。28ページです。2項児童福祉費、2目児童措置費に1,125万2千円を追加し、1億4,154万6千円とするものです。13節委託料、知内保育園委託料1,226万3千円の追加、木古内保育園委託料120万7千円の減額、永盛保育園19万6千円の追加をするものです。知内保育園の追加については、平成27年度より子育て支援法の実施により、単価アップと年齢改正区分によるものです。また、木古内保育園については、保育所入所の人数の減によるものです。永盛保育園についても、単価アップによるものです。

3目児童福祉費に126万円を追加し、4,147万2千円とするものです。7節賃金、代替保育所賃金113万4千円の追加。支援保育士賃金に12万6千円の追加です。湯ノ里保育所の0歳児の増により、賃金をそれぞれ追加するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に130万4千円を追加し、3,140万6千円とするものです。12節役務費、インフルエンザ予防接種料にワクチンの単価アップと高校生まで無料により、124万3千円を追加するものです。23節償還金利子及び割引料、平成26年度母子保健衛生等国庫負担金返還金に額の確定により、6万1千円を追加するものです。

2項清掃費、1目清掃費、補正額はありますが、財源の組み替えです。一般財源1,670万円を減額し、地方債1,670万円を追加するものです。これは、渡島西部事務組合、旧し尿処理施設解体及びストックヤード整備事業によるものです。以上で説明を終わらせてもらいます。よろしくお願いいたします。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

32ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費に146万5千円を追加し、1億193万7千円とするものであります。これは、19節負担金補助及び交付金に経営所得安定対策支払推進事業補助金を追加補正するもので、内容は、経営所得安定対策事業で、国の要綱の改正によりまして、農業共済加入面積との突合が求められたことから、共済組合と同様の地図システムを導入することに伴うものであります。

次に33ページ、2項林業費、2目林業振興費に400万円を追加し、3,069万9千円とするものであります。これは、19節負担金補助及び交付金に地域材活用住宅助成を追加補正するもので、内容は、今年度の事業量が多くなり、事業費に不足が生じることから、補正するものです。なお、事業費の実績見込みとしましては、住宅が新築4件、増改築が3件、あと付帯施設、新築4件、増改築が1件となっております。

次に34ページ、4項1目ものづくり産業振興費で、補正額はありませんが、全額基金繰入を予定しておりましたが、この度、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型と言われているものですが、その交付決定を受けたことから財源を組み替えるものであります。以上で説明を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に教育委員会関係は、高校事務長。

◎ 高校事務長（田中志津夫）

35ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に50万円を追加し、1億1,949万1千円とするものです。内容は、歳入でふるさと納税寄附金の追加補正に伴い、その半額、50万円を教育振興基金として積み立てするものです。

次に3目学校給食センター費に6万3千円を追加し、6,740万4千円とするものです。内容は、4節共済費で、共済負担金に不足が生じるためです。

次に3項中学校費、1目学校管理費に24万円を追加し、3,625万9千円とするものです。内容は、18節備品購入費に電気給湯器の老朽化に伴い、取り替えるものです。

次に4項高等学校費、1目学校管理費に30万円を追加し、2億6,359万6千円とするものです。内容は、11節需用費に体育館照明灯の取替及び漏電に伴う修繕費として25万円、18節備品購入費に教員住宅備品として5万円をそれぞれ追加するものです。

次に6項社会教育費、2目公民館費から29万3千円を減額し、3,042万円とするものです。内容は、18節備品購入費の中央公民館AED購入について、日本赤十字社の共同購入により、当町の負担分が少額で済んだことから、不用額として減額するものです。

次に3目郷土資料館費に7万3千円を追加し、1,778万4千円とするものです。内容は、第7次知内町社会教育中期計画策定にかかる芸術文化部会開催にかかる経費として、1節報酬に郷土資料館運営委員報酬3万9千円、9節旅費に費用弁償として3万4千円をそれぞれ追加するものです。以上で教育委員会関係の説明を終わらせていただきますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

続いて、歳入並びに地方債について。総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

それでは、5ページをお開きいただきたいと思います。

9款1項1目地方交付税から103万8千円を減額し、19億5,499万2千円とす

るものです。内容は、今回の補正に伴い、減額をするものであります。

次に11款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生費負担金に157万3千円を追加し、1,497万2千円とするものです。内容は、保育料負担金で、入所者の増等により追加をするものです。

次に13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に392万3千円を追加し、1億1,875万7千円とするものです。内容は、民生費国庫負担金で、保育所運営費負担金として、事業費の増により追加をするものであります。

次に2項国庫補助金、4目総務費国庫補助金に2万4千円を追加し、2,050万6千円とするものです。内容は、選挙人名簿調製システム整備補助金として追加をするものです。

次に6目地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金に3千万円を追加するものです。内容は、交付決定を受けたことから、地方創生先行型交付金として、追加をするもので、ものづくり産業振興事業に充当を致します。

次に14款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金に180万3千円を追加し、8,357万7千円とするものです。内容は、保育所運営費道負担金で、事業費の増により196万2千円を追加、保険基盤安定制度負担金では、後期高齢者医療特別会計繰出金の減に伴い、15万9千円を減額するものであります。

次に2項道補助金、2目民生費道補助金に50万円を追加し、1,334万4千円とするものです。内容は、地域づくり総合交付金で、福祉灯油購入事業助成分として、追加をするものであります。

次に3目農林水産業費道補助金に146万5千円を追加し、6,996万9千円とするものです。内容は、農業費道補助金で事業費の追加により、経営所得安定対策支払推進事業助成分として、追加をするものであります。

次に16款1項1目寄附金に100万円を追加し、400万円とするものであります。内容は、増額が見込まれることから、ふるさと納税寄附金を追加するものであります。

次に17款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金から3千万円を減額し、6億8,563万9千円とするものです。内容は、地方創生先行型交付金の決定により、ものづくり産業振興基金繰入金を減額するものであります。

次に20款1項町債、8目林業債に400万円を追加し、1,460万円とするものであります。内容は、過疎地域自立促進特別事業債で、事業費の増加により、地域材活用住宅助成事業分として、追加をするものであります。地域材活用住宅助成事業分として、追加をするものであります。

次に11目衛生債に1,670万円を追加するものであります。内容は、衛生施設整備事業債で、渡島西部広域事務組合の旧し尿処理施設解体及びストックヤード整備事業分として、追加をするものであります。

次に3ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債補正であります。追加です。衛生施設整備事業債に1,670万円を追加するもので、記載の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりですので、お目通しを願います。

次のページです。変更です。過疎地域自立促進特別事業債4,950万円を5,350万円に限度額を変更するものであります。なお、記載の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。以上で、説明を終わらせていただきますので、よろしく願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）



説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款毎に行います。

まず、1款議会費。

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

議員の方から議会費質問すると異常なことなのですが、多くの町民の声をひとつ、理事者に届けたいという意味で、あえて質問に立たせていただきましたが、今、当初予算100万円の予算をいただいて、中継ライブやりましたが、しかし、無料のラインを使っている関係で、このライブが1か月で消えてしまうんですね。中継ライブをやるということで、前宣伝よかったけれども、いざ、開こうと思ったら、消えて何もなかったと、こういう声が非常にこの頃大きな声として出てきた。そこでですね、理事者にひとつお願いをしたいのは、議会の方からいろいろな形でこのライブを改善したくても、いかんせん予算が付かなかったら、これはできないんですね。何とか理事者の方から逆にこれらについて、前向きに検討していただきたい。要望ではございません。答弁をきちんといただきたいと思えます。

◎ 議長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

只今、3番議員さんからご質問ありました議会のライブシステム、確かに今、ご指摘のとおり、無料のものを使っているということで、非常に生で見ると分にはいいんですけども、録画を見る部分については、一定期間で消去されてしまうということで、そのようなご指摘、私の方でも頂戴してございます。この点につきましては、今後、今、新年度の予算編成時期でもありますので、議会の方とも相談をしながら、どのような形にするのがいいのかということを経験をしながら検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

今、質問の途中から、これ検討している材料だと。検討しているのは、一部の議員だけで、あとは誰も知らないんだよ。そういうことも含めながら、全体で、ガラス張りにひとつお願いをしたい。これは逆に要望になりました。よろしくお願ひ頼みます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに1款議会費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、議会費を終わります。次に2款総務費。

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

ちょっと19ページの方でちょっとお伺いしたいと思います。今回、今、課長の説明でありますと、地域材を有効活用ということで、このような予算を組んだと思うんですけども、そういうことはわかるんですけども、やはりこういうものにですね、普通の一般に売っている家具屋さんとかそういう形のものを買うとする場合とどのような金額の比較というものは、かなり大きくなるのか、それとも、そんなに変わらないから、こんな形で持っていくのか、その辺、まず、わかるようでしたら、お知らせ願ひたいと思えます。

◎ 議 長（伊藤政博）

関連で、3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

今回ですね、道南スギを利用して約500万円のこれをやるんだったら、きちんと資料を出していただだけませんか。逆に資料の提出の動議を議長にお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

今、受付カウンター、応接セットについての資料があったら提出してほしいという申し出がありました。

お諮りします。資料の提出を求めますか。資料の提出を求める方、よろしいですか。

少数でありますので、求めません。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。まず、受付カウンターなのですが、今、現在、事務所にある受付カウンター、長さ2m幅が9台設置されていますが、今回、購入予定は、同じく2m幅で9台を想定しています。ただ、先ほど説明しましたように、お客さんもそれから、職員も椅子に座った状態で対応できるような低いカウンターを想定しています。それで、既製のものと今、発注するものの金額の比較検討なんです。既製品の見積書までは徴収はしていませんでしたけれども、やはり地域材活用をして、制作する方が割高になると思っております。ただ、その辺は地域材のPRもありますので、そういうことでご理解をいただければと思います。それと、ちなみに、応接セットなのですが、3人掛けの長椅子が2台、それから、1人掛けの椅子が1台、それにセンターテーブル、これで1セットを町長室と議長室に設置をしたいと思っております。その合計値段がここに記載の予算になってございます。そういうことで、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

課長の言うのはわかるんですけども、そしたら、地域材のPRということになりますと、やはりそれなりのやっぴりさつき6番議員さんが看板の設置のようなことで言いましたけれども、やはりそういう町民、または、町外から来たお客さん方に対して、PRの部分でどのような形でうちの町の地域材をPRするかということ、それもきちんと小さい看板なり、そういうものをきちんと付けなかったら、全然意味がないのではないかと思います。その辺についての考えはどうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。看板まではちょっと想定はしていなかったんですけども、来訪者の方には、これは地域材を活用した、道南スギを活用したものなんですということは、PRをしていきたいとは思ってはございます。パンフの方も今、ものづくり産業の方でもいろいろパンフの方の作成も検討しておりますので、そちらの方にも掲載していければということも検討していきたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

それはわかります。ただ、やっぱりですね、そこまでいくんでしたら、やはりうちの町でもそういう地域材を活用して、制作する会社もあるんでしょから、その辺のこともきちんとバックアップして、PRする形でも取れるのではないかと思うんですけども、その辺、どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。ご指摘のとおり、ものだけのPRだけでなく、町内制作業者さんのPRも合わせてしていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

私の方からちょっと補足をさせていただきます。地場材振興ということで、ずっと23年から取り組ませていただいて、役場庁舎内の窓枠を実は600万円の予算を計上させていただいて、配置をしております。ただ、庁舎全体を考えた場合に、今、カウンターが高くなって、高齢者の皆様方が来庁されるときに、少しやっぱり不便を来しているということもあります。そんなことから、窓枠と連動した中で、カウンターの要するに改修をということを内部で検討させていただいて、今回、予算提案をさせていただいたということがあります。それと、町長室と議長室に今、セットを設けるんですけども、これもですね、地元の企業がこんな要するに応接セットが作れるんですよ、それから、カウンターも道南スギを使った、こういういいカウンターもできるんですよと、当然それは地元の企業で、こんなものも作れるということもPRをする中で、今回、セットさせてもらうということで、ご理解をいただければというふうに思います。決して、町民の皆様方がやっぱり職員との対応の中で、少し不便を来していることも、その改善も1つの目的でありますけれども、地場材を今、振興している中、それから、今、いろいろと国から補助金をいただいて、道南スギの更に要するに付加価値を付ける取り組みを今しておりますので、これも含めた中で、一帯となって、要するに行政もPRする、そして、地元の企業もこういう製品ができるんですよと、ただし、既製のものと比較すると、間違いなく、これは単価は高い形になります。でも、知内高校の要するに机、椅子、それから、中学校の机、椅子、これも議会の皆様方にご理解をいただいて、既製品と比較すると高いんでありますけれども、地元の材をPRするという、その一連の取り組みということで、ご理解をいただければというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに総務費ありませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

関連してなんですけれども、カウンター、高齢者等に配慮して低くするというので、9台ということになれば、すべて低くすることなんでしょう。確かに利便性を考えれば、隣町も戸籍だとか、いろいろカウンター低くして、大変、利便性いいなという感じがします。ただ、急ぎの中で、立ってやる利便性もあるんですよ。そうすると、戸籍だとか、税の関係は低いカウンターというのは理解できるんですけども、果たして、9台すべて必要なのかという議論はどうなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。カウンターを今、低くというのは、高齢者だとか、障がいをお持ちの方に配慮したということで考えておりますが、どの部署にもそういう方々に対応しなければならないということで、すべてを。ですから、中には、わざわざ座らなくても、立ったままで対応できる方については、そうやって対応していきたいと思っておりますので、そういうことで、ご了解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

すみません。21ページのふるさと納税でお尋ねします。歳入の方で100万円ということで、歳出見ますと50万円、教育の方で積立てをするということで、50万円経費ということなんでしょうけれども、ただ、このふるさとの産品取扱いについてなんですけれども、他町いろいろ見れば、知内と比較すれば、どうしても見劣りする部分もあるし、良いもあるんですけれども、そういう意味で、まだ更にふるさと納税を活用していただけるという、工夫、改善点というのは、内部で検討しているのか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

只今のご質問のふるさと納税につきましては、当初予算で300万円を歳入として計上致しまして、約半額の150万円をお礼としての特産品のものと、送料と、残り150万円を教育振興基金に積み立てるという予算の構成をさせていただきます。昨日現在なんですけれども、今年度としてお寄せいただいたふるさと納税が119件で、252万円をいただいています。12月に入りましてから、知内のカキを是非、取り寄せたいといひますか、謝礼としていただきたいという申込みが非常に件数が伸びておりまして、只今の119件の中ですとね、1万円の方が65件ということで一番多いんですけれども、中にはやっぱり2万円、3万円ということで、高額の寄附金をお寄せいただいている方で、それぞれ3万円までは、3つということですので、現段階では、殻付きカキが26件、むき身で26件ということで、更に海鮮セットも18ということで、漁業協同組合の産品に対する申込みが非常に伸びております。ご指摘のこの制度、当初からもですね、それぞれの例えば、漁業だとか、農協だとか、それぞれの産品のみならず、いろいろな組合せをもって、もっと魅力を高めるべきではないかというご指摘もいただいております。現段階では、今、それぞれのいろいろな協議の中でですね、混合した場合の何か不都合が発生した場合に、どちらの方が責任を取ることになるのかということがうまく調整できておりませんでしたので、現段階では、それぞれ三洋食品ですとか、漁協ですとか、農協ですとか、それぞれの区分したお礼としてお送りしているんですけども、今後、まだまだ町の特産品としての魅力を高めるために、そのような混合ができないかということは、引き続き検討してまいりたいと思っております。現段階では、今、作ったパンフレットをいろいろなところへお送りしながら、なおかつ、今、お寄せいただいている寄附金というのは、ほとんど町のインターネットサイトをご覧いただいておりますので、そのような中でもですね、サイトでもそのような組合せの変更だとか、新しい産品だとかということも十分取り組みが可能ですので、今後、更に検討を深めてまいりたいと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

只今、いろいろコラボする、水、農だとか、いろいろコラボしながらという提案もありましたということなので、この時期にいけば、カキニラというのは、1つのポイントになってくるんだろうと思いますし、まだまだ取り合わせというのは、いろいろ可能だと思いますので、その検討は引き続きしていただきたいと思います。ただ、他町のサイトを見れば、動画でアピールしているところもあるんですよ。そういうやはり今、そういう動画でアピールするというのは、結構、見やすいというのか、理解しやすいというのか、いろいろ工夫がされているようなので、もう少しネットの工夫をしながら、サイトの工夫をしながら、アピールしていただければ、まだまだ効果が上がってくるのかなというイメージがありますので、よろしく検討していただきたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに、2款総務費ありませんか。

3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

本案とは関係ないのですが、マイナンバーの配達はすべて終わったと思うのですが、受け取り拒否は何件あります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

ご説明致します。今、不在等で、町の方に戻ってきているのが、300世帯分ぐらいありますけれども、拒否というのは、こちらの方では聞いておりません。不在だったり、宛先不明で戻ってきているのは、約300世帯ぐらいありますが、拒否は聞いておりません。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。2款総務費ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、次に3款民生費です。

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

26ページの福祉灯油についてお尋ねします。福祉灯油、基本的には、高齢者だとか、障がい対応だと思うんですけども、この灯油を拒否されている方というのは、いるんですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (松崎輝幸)

ご説明致します。昨年度の部分でいきますと、拒否している方もいます。実際。いらないという。それで、去年からですね、うちの方では、福祉灯油なんですけれども、薪ストーブの場合どうするのかとか、そういう場合ですね、うちも現金支給ということで、少し柔らかくして、なるべくならこういう制度がありますので、ご活用願いたいということで、民生委員さんが歩いているわけですけども、若干ですね、何名かの方は、去年の段階ではいました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

拒否というか、遠慮しておきますという理由等の対応次第で、また取り組み方、変わるのかなという気はするんですけども、1名か2名であれば、それは構わないんですけども、数字的に大きくなるようであれば、それらの対応も必要かなと思うんですけども、その辺、把握しているのか、お尋ねします。

それと、緊急装備ということでお尋ねするんですけども、これ全世帯、取付けは終わったということで理解していいんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

まず、福祉灯油の関係でですね、拒否している理由等はちょっとわからないですので、今後そういうのをですね、なるべくこういう制度があるということで、周知していきたいなというふうに思っています。

それから、緊急通報装置、全世帯ではありません。これは希望な高齢者、障害者の方が、今、大体30件くらい付いていていますけれども、何かあったときには、押ししてもらって、そういう装置ですので、今後、そういう方がいたら、随時、受付していきたいなと思っております。ただ、本部が消防ですので、その装置がちょっと不具合ありまして、その部品を取り替えるということで、追加したわけです。よろしくお願ひします。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

そういう緊急システムあって、利用というか、そういう対応が、緊急ボタンを押すという、そういう状況があったのかというお尋ね1つ、それと、28ページの委託料ですね、単価アップということで、随分、報道等でもされておりますけれども、その1人あたりにする増額というのは、どの程度になるのか、お尋ねします。それと、もう1つ、インフルワクチンの関係なんですけれども、なかなかワクチンを確保できなくて、困っているという報道もあります。

◎ 議長（伊藤政博）

1番議員さん、ワクチン4款ですので、後ほどお願ひします。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。単価アップについてはですね、ちょっとここに1歳児の標準時間の分しかありませんけれども、1か月ですね、12万9,110円という、差額はちょっとですね、うちの方で、当初見込んだ部分から、人数的には、知内保育園が65人、木古内が2人、衛生が2人、そういう形でやったんですけども、その差額がですね、先ほど言いました1,226万円ですので、1人単価、ちょっとその辺ですね、出ているんですけども、細かい部分、今、ちょっとここに資料ありませんので、後ほどお知らせしたいというふうに思っています。

緊急通報装置の実績ですね、消防の方に確認しましたら、年間ですね、何件かありまして、消防の方では必ず、通報装置を押したらですね、これ緊急ですので、これは必ず行かなければならないことになっていまして、年間だいたい10件くらい前後あるそうです。確かに誤作動もあって帰ることもあるんですけども、緊急装置がなったからには、消防の方は出動しなければならないと、そういうふうな形になっていまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

緊急装置利用したという、不運にも利用してしまったという方、10件あると。詳細、多分わからないんだと思うんですけども、その詳細、後ほど改めて資料で提供していただければ、ありがたいなと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

資料関係につきましてはですね、消防の方に確認をしてですね、どういうもので出動したかとか、そういうのちょっとありませんので、もし必要であれば、後ほど、消防の方から出してもらいたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開致します。

ほかに民生費ございませんか。

2 番、木村君。

◎ 2 番（木村 一）

26 ページの福祉灯油の件で、今、原油価格、国際相場 32 ドルと下がって、日本でも灯油価格がかなり下がってきているところで、全道的にも福祉灯油の券、やめる自治体とか様々あります。それで、我が知内町、今、まだ福祉灯油ということで補助をするんですけども、灯油価格がいくらまで下がったら補助をやめるのか、その辺の基準というのは、持っているんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。福祉灯油の今、2 番議員さんの方から確かにうちの渡島管内では、函館市、福島町、2 町やめております。ほかの町村はほとんど行っていますけれども、今、言われた、どの程度下がったらやめるのか、うちの場合は基準はありません。それで、去年ですね、結構、灯油が高かったものですから、他の町村の状況を見ますと、ここ 3 町を見ますとですね、8 千円だとか、1 万円くらいの支給になっていたんですけども、うちの方も今年、もし高ければですね、5 千円よりもちょっと、道の補助も入っていますので、ちょっとアップしようかなというふうに考えていましたけれども、去年よりかなり単価アップ、下がりましたので、一応、現状維持ということで、それで、今後ですね、やっぱり弱者の部分がありますので、高齢者、それから、障がい者、非課税世帯ということで、この制度があればですね、単価多少下がっても、一部の助成ということでやっていきたいなというふうに思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

2 番、木村君。

◎ 2 番（木村 一）

高齢者の低所得者対策として、自分としては、たとえ資源の少ない国ですから、そんなにそんなに極端に下がっていくとは思いませんけれども、ずっとやっぱりこれは自分としては続けていってほしいという思いがあります。その辺をひとつ、今後とも検討していた

だきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

私も同じく福祉灯油券の部分で、前にも課長にお話した経緯があるんですけども、これ100%回収になっているのか、まず、1点お知らせ願いたいと思います。それから、もし回収になっていなかったら、その辺の理由はどのような形になっているのか、まず、この辺、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

今、7番議員さん、回収といいますと、例えば、うちから券を渡して、配付して、それを社協に委託しますので、その返ってきたやつですか。それはちょっとうちの方ですね、社協の方から聞いていませんけれども、ほぼ100%に近い部分では、灯油を入れて、そして、券を業者さんから社協さんをお願いをして、うちの方で請求を出すと、そういう形になっていると思います。ただ、何件かはですね、今、言ったとおり、そのまま券を置いて、入れなかったと、そういう方もいます。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

それは前もそういう形で課長の方にお話した経緯があるんですけども、結局、そういう方々というのは、老人の方が多いんですけども、独居老人、夫婦でもなかなか思うような行動ができないという方、だから、前にちょっと心配な方が発生しておりますのでね、我々、業者としても、うちの従業員もそうですけれども、そういう方々、もしなるべくでしたら、そういう方が発生したような状況をお知らせくださいということではあるんですけども、私の方も町の方に来て、この人、ちょっと何か行動がおぼつかないから、ちょっとあなたたち、要チェックしてくださいということで、これからはですね、課長の方をお願いをしたいのは、やっぱりそういう方々、出る可能性が多いと思うんですけども、だから、我々、業者の方にですね、うちの方もそうでしょうけれども、そういう形の方にちょっと心配な方がいるようだったら、町なり、社会福祉協議会の方にちょっと連絡くださいというような文書もですね、私は流してほしいという、見守る形ですけども、そういう形で要請してもらいたいなと思うんですが、どうでしょうかね。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。灯油券のですね、申請は、申請してもらって、実際歩くのは、民生委員さんが歩いているわけです。それは、社会福祉協議会から委託を受けまして、民生委員さんが把握して歩いていると。それで、使ってくださいよということなんですけれども、今、7番議員さん言ったとおりですね、使われていない部分がありますので、その辺ですね、もう1回、うちの方から再度ですね、社会福祉協議会の方と協議しながらですね、促していきなというふうには思っています。なるべく、せつかく配付したものですので、100%使ってくださいということで、その辺は民生委員を通じながらですね、うちの方で名簿わかりますので、そういう形にしていきたいなというふうに思っていますので、よ



ろしくお願いしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

3款民生費、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようであります。4款衛生費に移ります。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

30ページのインフルエンザ予防接種関係で、インフルエンザのワクチンが不足しているという報道があります。知内町では、確保していることで理解してよろしいですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。知内町の場合ですね、事前予約と言いますか、やりまして、今のところ病院の方からはワクチンが足りないとか、そういうことは受けておりません。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかには衛生費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、6款農林水産業費。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

33ページでお尋ねします。地域材活用ということで、住宅に限っていえば、新築が4件と増改築が3件ということでありましたけれども、決算のときにちょっと聞いたんですけれども、ハウスメーカーを含めて、町内の新築状況は今現在でいいですから、どうなっているのか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。うちの方で抑えています、新築と増改築合わせての数字なんですけれども、全町では13件ありまして、そのうち町内業者は7件ですので、54%の利用ということで、実績は抑えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

13件で7件、町内業者。それで、制度的にある程度、今、現状としては、制度の拡大ということは考えていないということで、以前から答弁はあるんですけれども、なかなかハウスメーカー等に歯止めをかけられないという現状はあるんだろうと思うんですけれども、その辺の更なる制度の変化というのは、これから必要と思われるのか、今の現状でいくのか、再度、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。この事業につきましては、25年から27年の3年間の事業ということでやらせていただいておりますけれども、今、新年度予算、事業を組み立てる中で、こ

の事業の検証を3年間行っている最中ですので、原課としましては、この事業をこのまま続けていきたい、今、気持ちではいるんですけども、ただ、今、予算の中で、検証を全部してですね、大工さんとかの聞き取り等も今、終えていますので、その辺も含めてですね、この事業をそのままなのか、拡大をもっとするのか、今、低炭素でもいろいろとエネルギー問題もやっていますので、もっと拡大した方がいいのか、その辺も含めて、今、検討中ですので、ご理解願います。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

ちょっと関連になるんですけども、今、定住団地にモデル住宅も今、進行しています。最終的にあそこのある程度、エリアの中で、当然、若者の定住団地ということで、触れ込みありましたので、将来的には公園もどこかに作るんだろうなという思いがあるんですけども、現在からその位置を確保しながら進めているのか、それとも、あくまでも住宅、ぼんぼんぼん、あくまでも全面積住宅で進めるのか、そういう議論はされているのか、お尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今、言ったとおり、モデル住宅1件、あと今後、5年間で見込みとして10軒建てる予定ですけども、今現在、公園の部分での敷地を確保しているとか、そういう部分はありません。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

すみません。そこに限った問題ではありませんけれども、多分、町長の先ほどの行政報告にありましたとおり、多分、要請はあったんだろうなと、公園施設の整備というのは。そういう意味で、あそこを若者の定住団地ということで、町が仕掛けたわけですから、最終的に今、モデルハウスも含めながら最終的に10棟計画もありますので、どこかエリアを残しながら、最終的にそこに建てた居住区の範囲で、集う場所というのは必要になってくるんだろうなと思うんですけども、その辺、もう少し今後、計画もありますので、配慮していただければありがたいなと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今、1番議員さんのご指摘でありますけれども、アンケートの結果、それから、この前、行政報告でもお話をさせていただきましたけれども、PTAの皆様方、やはり子どもたちが遊べる場が要するに知内町って少ないんですよというのが結構ありました。それで、先般70万円の補正をいただいて、中央公民館、学童保育が移ったことによるスペース、これが今、すごく好評であります。そのほかにですね、今、来年度予算に向けて、その場所を今、どこにするかというのは、内部検討したいんですけども、私の考え方としては、旧小学校跡地、遊び場、何件か遊具設定されております。それで、どうしても比較されるのは、木古内町の鷹取球場の前にある遊具との比較であります。それで、町民の皆様方、町長、わざわざ木古内まで子どもを連れて要するに遊ばせているんですよ。下が全部芝生

で、すごく子どもたちが喜んで使っているんですよということもありましたものですから、既に今、担当の方にどういうものを整備するかということは、新年度予算で持つということで、今、指示しております。それと、今、定住団地、将来的には、10棟の若い人方を是非、知内町に呼び込みたいという考え方をしておりますので、今、ご指摘のように、やはりそういうものを何とか実現させたいというふうに思っていますけれども、その将来的な見通しの中です、やはりそこに大規模でなくてもですね、やっぱり子どもたちが集えるような公園もやっぱり必要になってくるんだらうというふうに思っていますので、これは将来的な今、総合戦略、それからまちづくりの中です、その子どもの遊び場というのをちょっと重点的に今、整備したいという考え方をさせてもらっていますので、その辺、きちんと受け止めさせていただいて、検討を進めていきたいと思っていますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに6款産業振興費ございませんか。農林水産業費です。

2番、木村君。

◎ 2 番 (木村 一)

33ページの先ほどの地域材活用で、結構、こういう要望があって建てているんですけれども、この地元業者を育成ということで、この制度でその体制にしているんですけれども、我々考える中で、ハウスメーカーまで事業を拡大して、その助成をやったらどうですかということは、内部でちょっと今まで検討したことありますか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

ご説明致します。この今の2番議員さんの話については、前にも何回か議会でも議論されていまして、もちろん内部の方でもそちらの方していますけれども、同じ説明になると思いますけれども、あくまでも地域材の活用、あと、商業振興というか、興業の振興で、地元の大工さんを活用していただいて、いくらかでも大工さんの方にもですね、仕事が回るようなことで今、考えている事業で組み立てておりますので、検討はしましたけれども、今、現在は、町内業者施行ということで考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、木村君。

◎ 2 番 (木村 一)

地域材活用と地元業者といえ、それまでなんですけれども、やっぱり広く地域材をPRするという観点から物事を考えたときに、例えば、ハウスメーカーさんでも、こっちに来て、進出してどんどん建てるんですけれども、その人たちのやっぱりそういうふうなこういう補助事業でメーカーさんもこういう例えば助成を受けられて、地元で建てるということになれば、将来的に他町から来て、例えば地域に、知内町にこういう住宅を建てていますというPR効果で、□□□□の移住効果も改めてまた出てくるのではないかなと思うんですけども、その辺を今後、また検討していくと思うんですけれども、そういうふうな波及効果というのは、どう考えているのか。地域業者、限定、限定という考えではないと思うんですけれども、その辺、どうですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副 町 長 (網野 眞)

ご説明を致します。先ほども産業振興課長の方からもお話ししましたとおり、基本的にこの制度、3年前にスタートさせたときから、議会の皆様からいろいろご意見をいただきました。大きな2つの柱ということで、地域材をどう活用していただくかということ、そして、さらには地域業者の育成ということも大きな2つの柱、それで、今、27年度が最終年でありまして、今、新年度に向けてこの事業をどうするかということ、今、予算時期に合わせて検討しなければならないという時期になってございます。それで、基本的なこの2つの柱をどうするかということももちろんありますし、制度的に内容的なものを含めて拡充するのか、しないのか、さらには、とりあえず、1期3か年ということで事業をやってきましたけれども、この事業そのものをどうするか、基本的な部分、それら全体的な中でいろいろ各界からもご意見をいただきながら考えていかなければならない事項だろうというふうに思っております。それで、地域材の活用という観点だけを見ますと、広くハウスメーカーも参画していただいて云々ということはいいいのかというふうには思いますけれども、一方では、その際に今、こういう事業をやっている、13件のうち町内業者が7件、ということは、6件はハウスメーカーさん、町外の業者さんがやっているということからいくと、果たして、それをそのまま地域材という視点だけでいった場合に、果たしてどうなのかということも、一方では議論として当然出てくるかというふうに思っております。ですから、これは内部的にも少し時間をかけながら検討をしてみたいなど。今、直ちに軽々にお答えできる状況にないということで、ご理解をいただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

関連で、1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

すみません。思い出して悪いんですけども、以前、ちょっと涌元地区でハウスメーカー一建てしているんですけども、そのハウスメーカーの設計の方とちょっとお話した経緯があるんですけども、そこは臨機応変な対応をするよということで、設計と施工管理は、ハウスメーカーとして、業者さんは地元の人で全然構わないですよというお話もあったんですよ。その場合、これに対応になるのか、その辺の考え方について、お聞きします。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。あくまでも施工業者が町内業者であると該当するということですので、今の1番議員さんのお話ですと、該当になるということです。

◎ 議長（伊藤政博）

農林水産業費の審議の途中ではありますが、ここで暫時休憩致します。  
再開は午後1時と致します。

（ 休憩 午後 0時03分 ）

（ 再開 午後 1時00分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、議案第1号の質疑の途中であります。6款農林水産業費、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に10款教育費。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

39ページについて、お尋ねします。AED、これ消防の広報等を見れば、結構、講習等をやっているように感じますけれども、それぞれの施設にAED完備して、その利用の講習というのは、万全な体制で行われているのか、お尋ねします。

それと、関連してなんですけれども、以前から教育長にはお願いしているんですけれども、中央公民館の水がまずいということで、蛇口をひねってピューッと出る、お話をしているんですけれども、依然、改善の余地がないのかわかりませんが、手を付けていない状況にあります。それで、専門的に建設課長にお尋ねします。せっかく知内でおいしい水という評判があるのに、なぜ、あそこはまずいのか、その根幹には何があるのか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

まず、建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

水道のお尋ねですけれども、中央公民館のどこの部分というのは、私、承知しておりませんが、設備の問題、一般的には、給水管の設備だとか、機器の設備、その管がさびているだとか、そういうような問題だと思っています。ですから、皆さんご承知のように、配水管、いわゆる水道の本管までの水道については、非常においしい水を供給していると認識しておりますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

AEDについて、担当部署の方でお話の方させていただきたいと思います。まず、公民館のAED、今回、計上しているんですけれども、職員の方での講習の方は、当初入れたときに行いまして、あとは、実際の使用部分になると、きちんと説明が流れますので、その手順に添ってやっていけばいいということで、各学校の方にも配置してありますので、学校の方でも年1回、AEDの講習を行っています。

それから、水道の水、入り口の方まではおいしいという話ですが、僕が聞いた範囲では、給水塔が何か上の方であって、そこにたまるので、まずいのではないかと聞いたのですが、あとで相談してみます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

今、教育長の説明と建設課長の説明、ちょっと見解違うんだらうと思うので、もう少し詳しく、あくまでもタンクがあって、そこから給水されるのか、直接なのか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

受水槽、今、確認しましたら、公民館の水については、受水槽を設けて、そこから給水しているということです。ですから、高さからいきますと、浄水場と中央公民館の高さからいきますと、直結で大丈夫だろうと思いますので、その辺、ちょっと建築の方とですね、受水槽、いずれにしても、受水槽で受けるということについては、水質的には低下してまいりますので、直結でできるものであれば、直結にした方が水質は確保できますので、ちょっとその辺は検討させていただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに10款教育費ございませんか。

9番、森永君。

### ◎ 9 番 (森永 勉)

郷土資料館の関係で、ちょっとお尋ねします。実は戦後70年という□□の中で、郷土資料館、特別企画ということであります。特別展示をされまして、終戦当時、また以前の資料等々、非常に貴重な資料が展示されました。これには私も高齢でありますから、非常に関心を持って入館した1人ではありますが、この期間中、20日間だと思いますが、どのくらいの入館者があったか、お尋ねします。それをまず、置きまして、そのあとに同じ資料館の関係ですが、ミュージアムパルで演奏会もございました。さらには、また高校の吹奏楽の金賞受賞を記念して、やはり戦後70年というタイトルを設けて、非常に教育委員会、学校教育ではなかなか思想的なこともありますので、恐らくできなかった部分だろうと思います。そういう意味で、社会教育の中で、すばらしい企画をされたなということで、まず、感謝を申し上げたいと思っております。今、いろいろな形の中で、犯罪等も含めまして、過去の戦前、戦後の日本の姿というのは、なかなか今、若い人方に伝わっていないのかなと、こんなことを思っているところでありました。そんな中で、今回の社会教育の企画、まさしく了を得た。このように理解しているわけでありまして。その中で、私は3つの関係で、入館、あるいは、観戦をさせていただいたわけでありまして、その中で、高校の関係では、公民館が満杯になるくらいの利用者があったと。ミュージアムパルの関係でも、担当者が後ほど後ろに100人くらいの椅子を更に追加したということ、非常に町民の皆様方、特にミュージアムパルの関係では、高齢者の方も非常に多かったんですね。そんなことで、アンコール、アンコールで、最後に出演者が出し物がなくなったというほどの盛況であったわけでありまして。非常に感謝しているわけでありまして、一方で、若い方々が戦争ということに対して、どんな思いをしているのかといまだに危惧しているわけでありまして。特に記念展示の関係では、私どもがよく赤紙と言いました。召集令状の関係の関係ですが、赤紙と言っていたのが、実際はピンク色だったんですね、そしたら、学芸員さんがご丁寧に、ところが、終戦間際で、物資がなくて、色素が、色を付けるものがなくなって、ピンクになったんですと、こういうご丁寧な説明を受け、さらにはまた、戦争に出兵するとき、地域の方々が日の丸に寄せ書きをしながら、涙ながらだと思っております、表面は笑顔で送っている写真もありました。こんなことを今の若い人方に引き継いでやらなければならないという、先ほど、1番議員からも湯ノ里振興の話がございましたが、当時の終戦間もない時限でありましたが、湯ノ里ほど復興が早かったところはないと思っていました。軌道客土が走ったときに、今の函館から乗降するくらいの人が湯ノ里へ乗降していたんですね。こんなこと私も経験していますので、この辺も踏まえながら、過去の湯ノ里、あるいは、知内がどんな状態だったかということ今を今の若い方々に開眼していただいて、そして、これから今を見つめて、それから、10年後、あるいは、20年後の知内がどうあるべきかということをやるのが本来の姿だろう、そんなことを思いながらしますと、遺族会がございまして。これは毎年やっているわけでありまして、遺族会が主催でありますから、直接町が云々となるのかならなかわかりませんが、恐らく事務局が町が持っているんだろうと、こんなことでお尋ねするわけでありまして、非常に遺族会の会員の方々が出席が少ないんですね。来賓の方がずっと多いんですよ、自衛隊からはじめ。そんな中で、町長の挨拶にも多少、戦後のことは触れていたと思います。それと、もう1つは、高齢者の集い、ここでも何か1つ工夫が欲しかったなと、このように思うわけでありまして、滅多にこういうけじめの年というのはないだろうと思いますが、これから何か

機会がある毎にそういうことを若い世代につなげていって、これから今がこうあるんですよと、そして、10年、20年後は、どうあるべきかということをごきちんと与えて、総合計画なりも進めていただければなとお願いをするわけでありますから、町長なり教育長、ちょっとこっちの方は管外になりますが、お願いしたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ちょっと待ってください。ちょっと暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

教育長。

◎ 教育長 (田中健一)

まず、最初のお尋ねであります、11月7日から11月20日まで、郷土資料館で行った戦後70年を節目の展示なんですけれども、この期間で118名くらい来館者があったというふうに報告受けています。それで、今、議員さんのお話にもあったように、過去の歴史のことを踏まえて、将来、子どもたちにもそれを伝えていきたいと思いますというお話なんですけれども、当然、このような企画のほかにも、社会的にもいろいろな課題だとか、それから、テーマが子どもたちの身に触れてくるような状況がありますし、特に子どもたちが今の平和な社会を維持していける、過去の積み重ねみたいなのは、当然、学習活動の中でもしていますので、そのあたりは理解していただければありがたいと思います。ただ、過去の歴史からやっぱり我々は学ばなくてはいけないということが、1つ大きな名代としてありますので、そういう意味では、これから先の未来は、今までの歴史の中からきっと答えが見つかると思っています。そんな姿勢は、子どもたちの方にも育てていくような、教育活動、私の方で努力していきたいと思っていますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長にも答弁求められています。町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

戦後70周年、若い人にどういう継承をしていくかというご質問で理解しておりますけれども、今、教育長からの説明で尽きるんだというふうに思っています。1つの区切りとして、大きな節目を迎えたということは、当然それは行政を進める中で、認識しなければならないというふうに思っています。そういうその経過というか、過去を振り返って、如何に歴史を語っているものを理解して、新たな要するに歴史を刻んでいくかということ、大変、大事だというふうに認識しておりますので、これは行政がという話、教育委員会がという話で、全体の中で、その辺は取り組んでいかなければならないことであろうというふうに認識しておりますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

9番、森永君。

◎ 9 番 (森永 勉)

特に遺族会の関係、155柱が知内町で、遺族としてあるんですね。資料を私も神社にいきました。宗教的なことをひとつ抜きにしまして、155の柱、私どもの隣近所も結構おられます。もう遺族そのものがもう亡くなっている、その資料をそのまま出しているんですね。もう1回確認しますが、これは町の方で事務局抱えているんでしょうか。その辺、まずちょっと。

◎ 議 長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。遺族会の関係は、町が事務局で、うちの生活福祉課の中にあります。それで、今、9番議員さん言われたとおりですね、会員数が相当、減っている状況にあります。遺族会の役員会を開いたときに、もうそろそろという話もあるんですけども、自分たちがやっぱり目の黒いうちは、何とか自分たちで慰霊祭をやっていききたいという、そういう意向もありまして、今、現在に来ているわけです。今後ですね、その辺のまた遺族会の役員等でですね、話し合われて、もしよければ、平和祈願祭だとか、町主催で、平和祈願祭だとか、そういうやり方もやっている町もありますので、その辺は遺族会の会員さんと役員さんと相談しながら、今後、進めていきたいなというふうに思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに10款教育費ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようであります。歳出全般に質問漏れございませんか。

ないようでありますので、歳出の質疑を終わります。歳入、地方債。

生活福祉課長から先ほどの資料に関して。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

先ほどの1番議員さんの方から、保育所の単価アップの件についてですね、ちょっとご説明致します。平成26年と平成27年度の単価アップの関係ですけれども、0歳児から5歳児までありまして、大体平均しますと、0歳児だとか、1歳児、若干、違うんですけども、大体5歳児では1万5,820円から、0歳児は21,230円の1か月、平成26年から27年の一人頭の1か月のアップになっております。それと、処遇改善というのがありまして、これは平成26年度は12%で算出したわけなんですけれども、今年の規定で、平成27年度が16%ということで、4%がアップしております。それを足したものが先ほど言いました、知内保育園については、1,226万3千円になるということです。ので、ご了承願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

関連して、もし1番議員、質疑がありましたら受けます。

1番、西山議員。

◎ 1 番（西山和夫）

4%アップが総体的に見て、1,226万3千円ですか、そういう金額になると。1人当たりの増として、現負担金からどの程度、金額が上乘せになるのか、その4%だと思っておりますけれども、平均でいいですから、その単価がどのくらい、1人当たりになれば、加算になるのか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。前段にですね、ちょっと今、ご説明したんですけども、0歳児については、1か月16,930円、これが4月から2月までの1か月の単価アップ、一人頭、それで、21,230円ということで、ちょっと月によってもそういう単価アップが違ひまして、それが平成26年から27年度の差額です。それが1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児と若干、単価が違いますので、そのトータルかける人数かける12か月分、それと、処遇改善の12%というのは、4%のアップは、全くそれとまた別に処遇改善いろいろな項目があるんですけども、それが従来、平成26年は、12%で行っていたも



のが、平成27年度は、知内保育園については、16%の加算があるということで、その部分も4%増えていますよということですので、ご了承願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開致します。

歳出の質疑を終わりました、歳入、地方債、一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第2号 平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第2号『平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第2号、平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について。

平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,695万5千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。4ページをお開きください。2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費500万円を追加し、5,500万円とするものです。19節負担金補助及び交付金、高額療養費に不足が見込まれることから保険者負担分に500万円を追加するものです。

11款諸支出金、1項償還金、3目償還金に316万1千円を追加し、629万3千円とするものです。23節償還利子及び割引料、国庫補助清算返還金に額の変更により316万1千円を追加するものです。

12款予備費、1項予備費、1目予備費に16万1千円を減額し、578万9千円とするものです。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。9款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金に800万円を追加し、800万1千円とするものです。基金より繰り入れするものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第3号 平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程12、議案第3号『平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について』を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第3号、平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,083万7千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。4ページをお開きください。2款後期高齢者、医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金に39万7千円を減額し、5,773万9千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、保険基盤安定分に額の確定により39万7千円を減額するものです。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。3項繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に39万7千円を減額し、2,618万円とするものです。

2節保険基盤安定繰入金に額の確定により、39万7千円を減額するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第4号 知内町まちづくり総合計画条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第13、議案第4号『知内町まちづくり総合計画条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

議案第4号、知内町まちづくり総合計画条例の制定について。

知内町まちづくり総合計画条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨につきまして、ご説明を申し上げます。

市町村総合計画は、地方自治体のすべての計画の基本で、地域づくりの最上位に位置付けられる計画であります。1969年の地方自治法の改正により、市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようしなければならないと定められました。その後、2011年の地方自治法改正は、本条項が削除され、地方自治体の基本の策定義務がなくなったところであります。しかしながら、議会からのご指摘もいただき、さらには、総合的かつ計画的な調製の運営を図るため、将来における知内町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針である知内町まちづくり総合計画を策定するため、改めてよりどころとなるべき条例を制定するものであります。

それでは、条例の内容について、ご説明を申し上げます。次のページをお開きください。

第1条、趣旨でありますけれども、只今、ご説明申し上げたとおりであります。

第2条、総合計画の構成は、これまでと同様、まちづくりの目標を示す基本構想、そして、施策の基本的な方向や体系を示す基本計画という考え方でございます。

第3条であります。基本計画の基本構想及び基本計画の知内町まちづくり総合計画審議会への諮問でございます。

第4条、実施計画の策定。

第5条、総合計画の公表。

そして、第6条は、個別行政分野における施策や基本的な事項を定める計画等の整合についてであります。

第7条は、委任でございます。

附則として、施行期日ではありますが、この条例は、交付の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

以上で、知内町まちづくり総合計画条例の説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

この部分で、条例をこれから制定するわけなんですけれども、第3条のこの諮問委員会ということの構成は、どのような形で町の方で考えているのか、その辺、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

只今のご質問、第3条の審議会なんですけれども、こちらの方は、この条例案の中にも記載のとおり、平成7年に既に審議会の設置条例ということで、全体30名審議員の皆様ということで、基本的には、各関係団体の町の皆様とか、産業団体の方々ですとか、あとは公募の委員の方だとか、そのような30名の委員で構成するというようにしております。それは、今までの当初の条例と変更はしてありません。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

そしたら、もう30名の委員の方でもう構成されているという形で理解してよろしいですか。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

ご承知のとおり、只今、第6次のまちづくり総合計画の審議を進めているところなんですけれども、6月に30名の方々に委嘱を致しまして、それぞれ4つの専門委員会ですとか、全体での審議会を開催しているところです。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

そうしますと、今回の当初予算の特別職のいろいろな報酬の部分でですね、委員会は載っていませんけれども、その辺の町としても、6月ということは、そのあとにできたという形で理解してよろしいんでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

只今、7番議員さんのご質問でございますけれども、先ほど政策室長からもご説明申し上げましたとおり、本条例の附則の中にもありますとおり、適用については、4月1日からということで、遡及条項を設けてございます。それで、私が条例制定の趣旨の中でも申し上げましたとおり、自治法上の根拠というものは、もうございませんので、改めて、議会からも指摘を受けまして、更に私どもの方でも改めて考えてみて、然るべきよりどころがしっかり必要だということで、もう既に総合計画の策定の審議会は、動いております。それで、議会の方でも特別委員会を設置されてございますけれども、大変、申し訳ないですけれども、遅ればせながら、改めてこの条例を今議会で提案をさせていただいたところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

ちょっとすみません。ただ、私としては、補正予算の総務の部分と報酬ですよね、審議会の報酬の減額の35万円でしたか、その部分とこの部分、どのような形でこういう形のあれが出てくるのかなと、その辺ちょっと。まして、その部分ですら、当初予算の資料ですら、説明資料の部分で、特別職の数及び予算上の報酬の部分で、その部分が審議会が載っていないものですから、この辺について、後でできたのか、その辺の部分がちょっと理解できなくて、その部分で今、質問した経緯があるんですね。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

ご説明を申し上げます。まず、今回のまちづくり総合計画の審議に際しまして、先ほどの条例の中でもご説明をしたとおり、まちづくり総合計画審議会設置条例というのがもう既に平成7年に条例を制定されまして、それは計画策定時にですね、30名の審議委員の皆様へ答申をして、審議をいただくというこのルールがもう既にございました。今回の計画の策定にあたりまして、いろいろと今、ご指摘をいただきまして、今回、新たな条例を提案申し上げているところですが、前段、今の審議会の条例と更に議会基本条例として、まちづくり総合計画の基本構想と基本計画というのは、議決事項であるという定めもございましたので、それによって、一定の計画策定にあたる基礎づくりがなされているという認識はあったんですけれども、ただ、ご指摘の今のご説明のように、自治法の改正が確かなになされておりまして、自治法上の基礎付けがされていないということもありまして、今回、このような条例を提案申し上げているところです。なお、審議会の必要経費につきましては、報酬と費用弁償なんですけれども、それは元々、203条の報酬と費用弁償の既定もございまして、当初予算で審議会の方々の報酬と費用弁償を既に議決をいただいているところ、今回、もう既に審議会ですとか、委員会を進めるにあたりまして、来年までの必要な費用というのも粗々見えてきたものですから、過不足する報酬と費用弁償につきまして、それぞれ追加と減額をいただいているということでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

ちょっと待ってください。休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

大変申し訳ございません。当初予算の歳入歳出予算の中には、間違いなく計上しているんですけども、只今のご指摘の予算説明資料の中には、計上漏れでございました。申し訳ございません。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

先ほどの副町長の説明を聞いている中で、確かに第5次までは、地方自治法第138条4の2か何かそこにはきちんと謳っているんだよ。謳っていて、その第6次からそれを必要なくなったら、こっちの方の説明資料も直しておいてくれ。ここには、地方自治法昭和22年3月制定ときちゃんと載っているんだよ。改正されたの載っていない。だから、当然、それが親条例だと思っているんだよ、我々、俺は。だから、今日は、いろいろ質問しようとしてが一つと書いてきた。だけれども、副町長の説明を聞いていたら、途中から法の根拠というか、必要なくなったという説明、初めてわかった。勉強不足もあった。それで、議会から指摘を受けて、今回、この条例を作った。これは理解はしますが、しかし、なぜ、4月、指摘を受けて、確か6月でなかったですか、6月からすればいい。何も4月からやる必要ないでしょう。遡及しなければならない理由というのがね、何だったら、私は12月1日からでいいと思うんですよ。

◎ 議長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

ご説明申し上げます。確かに審議会の委員さん、委嘱をして、第1回目の審議会動き出したのが、6月でございます。ただ、それ以前に議員も町の広報等でご承知かと思えますけれども、条例上のいろいろな団体の関係以外に、町長が特に委嘱するものということの中で、公募もしてございます。それで、公募の動き出しが実は新年度入ってから間もなくからということがありましたので、結局、条例根拠がない中で、委員公募ということもあれなので、一応、4月1日に遡及させていただきたいということでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

常識から考えて、12月に提案されて、4月まで遡って認めなさいということが、我々議員として認められるかということを行っているんだよ。どうですか、あなたも立場が逆だったら、それでいいと思う。

◎ 議長（伊藤政博）

答弁ありますか。副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

確かにおっしゃるとおり、条例の公布施行ということは、当然、議会提案して、その後ということがありますけれども、先ほど来、ご説明申し上げましたとおり、私どもの事務的なものもあって、ご迷惑をお掛けすることになったわけなんですけれども、一応、今年度、総合計画策定ということもあって、審議会の動き、それらもろもろ含めて、遡及条項を設けて、この点についてご了解をいただきたいということでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

了解はしました。最後に不手際でこういうことになったということで、素直に初めから言ってくれば、こういうことにならないの。4月からもう動いているというのは、平成7年に審議会の設置条例ができて、それをもとで動いているのは、これはいいんですよ。このまちづくり総合計画条例というのは、指摘をされて、今はじめて作るんでしょう。だから、何でもかんでも一緒にした説明だけは考えていただきたい。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（網野 眞）

決して反論ということではなくて、改めて説明を申し上げたいというふうに思います。今、3番議員さんご指摘のとおり、確かに審議会というものは、以前から条例ございました。審議会の部分については、委嘱することは、確かにこの条例がなくても4月1日からでも直ちに動けるという状況であることは確かであります。ただ、審議会というのは、まちづくり総合計画の基本的なものがあっての審議会ということでございますので、私どもも当初段階で、先ほど政策課長の方からご説明申し上げましたとおり、地方自治法上の縛りは議決事項ではございませんけれども、議会基本条例の中で、実はまちづくり総合計画なり、あるいは、介護の計画なりというのは、議会の議決事項になってございますので、自治法上の議決要件はございませんけれども、そちらの方の関係で、一応、議決事項ということもあるので、それで、どうかということもあって、当初、この条例策定というのはしなかったわけですけれども、いろいろ議会からもご指摘され、更に私どもも調べていく中で、やはりしっかりしたよりどころを持つべきだろうということで、今回、改めてご提案をさせていただいてということでございますので、審議会そのものは確かに動けるわけですけれども、その前段の計画の根拠になるものがなければ、やはりそれはできないだろうということでございますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 発委第1号 知内町議会会議規則の一部を改正する規則について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第14、発委第1号『知内町議会会議規則の一部を改正する規則について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、敦澤良子君。

◎ 委員長（敦澤良子）

発委第1号、知内町議会会議規則の一部を改正する規則について。

知内町議会会議規則の一部を次のように改正する。

平成27年12月17日提出。提出者、知内町議会運営委員会委員長、敦澤良子。

本規則の一部を改正する提案理由について、ご説明致します。

本規則の一部改正は、議会における欠席の届出の取扱いに関し、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席届について新たに規定し、標準町村議会会議規則との整合性を図ることから、当該規則の一部を改正するものであります。

次のページをお開きください。知内町議会会議規則の一部を改正する規則。

知内町議会会議規則（平成26年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条、欠席届です。第2条に次の1項を加える。

2項、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

改正内容について、議案説明資料1、知内町議会会議規則、新旧対照表の1ページをお目通し願いたいと思います。

附則として、この規則は、平成28年4月9日から施行する。

以上、発委第1号、知内町議会会議規則の一部改正の提案理由をご説明申し上げ、議員各位のご賛同を願うものであります。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第5号 地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第15、議案第5号、『地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。



◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第5号、地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について。

地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開きいただきたいと思います。地方自治法第203条及び203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例。

地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償に支給に関する条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、関係規則の改正に伴い、文言を整理するための改正であります。なお、予算説明資料見だしナンバー1、総務企画課資料1ページに新旧対照表を掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

附則として、この条例は、交付の日から施行する。

以上で、説明を終わらせていただきますので、よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第6号 知内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第6号、『知内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第6号、知内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

知内町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開きいただきます。知内町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

知内町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第27号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、予算説明資料で行いますので、総務企画課関係2ページをお開き

いただきたいと思います。

知内町税条例等の一部を改正する条例の一部改正案の概要であります。

今回の改正につきましては、番号法の施行に伴い、町へ提出する各申告書等の様式に個人番号、または、法人番号の記入欄を追加するための改正であります。

なお、施行月日は、平成28年1月1日であります。

また、3ページから5ページにかけましては、新旧対照表を掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。以上で、説明を終わりますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

個人番号を付け加えたということで、これは、個人番号を拒否することは可能なんですか。その署名にあたり。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

今回の番号法、マイナンバーについては、法でこれこれの申告には、個人番号を記入するという事になっていきますので、手続としては、個人番号を本人に記入していただいて、出していただく。どうしてもやむなく拒否された場合については、国の方に対応については、協議したいと思っておりますが、原則的には、拒否ということは考えておりませんので、本人が申告する書類に記載するものですので、それも一緒に、番号についても一緒に申告していただきたいと思いますというふうにして考えてございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

先ほど、何番議員さんでしたか、受け取り拒否という話ありましたよね、個人番号。ということになれば、個人番号ないわけですから、ただ、本人確認はできるわけですよね。保険証といろいろ免許証もありますので。個人確認ができれば、マイナンバーを提出しなくても、従来どおり差し支えないわけですから。ただ、法に則ってどうのこうのというのは、まだ自分も理解、わかりませんが、その辺、受け取り拒否ができるのであれば、たとえ番号があったとしても、身分確認のためであれば、個人番号別に必要ないケースであれば、提出しなくてもいい。あとは、番号以外、本人確認ができるのであれば、それに対応するだとか、何か附則みたいなものはないんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。先ほど質問のありました受け取り拒否の関係ですけれども、うちの場合、受け取り拒否というのは、今、ないということになります。それと、受け取り拒否については、できるということも国からは受けてございません。あくまでも、これは法律に基づいて、個人に個人番号を通知して、それに基づいて、いろいろな届出に記載をしていただくということで、法定の事由でありますので、町としては、いろいろな申告書、届出

書を提出いただく場合には、マイナンバーについても記載をしていただく。どうしてもやむなく記載していただけない場合については、国の方に協議していきたいと思いますが、あくまでも法律に基づいたものですので、町としてはそのように住民の方には対応をお願いしたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第7号 知内町税条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第17、議案第7号、『知内町税条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第7号、知内町税条例の一部を改正する条例について。

知内町税条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町税条例の一部を改正する条例。

知内町税条例（昭和47年条例第15号）の一部を次のように改正する。

内容の説明につきましては、予算説明資料で行いますので、総務企画課関係6ページをお開きいただきたいと思います。

知内町税条例の一部を改正する条例案の概要であります。

今回の改正につきましては、3月31日交付の地方税法の一部を改正する法律及び平成27年5月7日交付の厚生労働省関係法律の整備等に関する法律に伴う改正であります。

1点目につきましては、地方税の猶予制度について、地方分権を推進する観点から、一定の事項については、各市町村の条例で定めることとされたため、徴収猶予にかかる納付方法や申請手続について、規定の整備を行ったほか、職権による看過猶予、納税者の申請に基づく看過猶予の制度を創設したものであります。

2点目につきましては、名称の変更関係でありまして、独立行政法人労働者健康福祉機構法一部改正に伴い、法人の名称が変更になったため、その変更であります。

2点とも施行月日につきましては、平成28年4月1日となっております。

また、7ページには、新旧対照表を掲載してございますので、ご参照をいただきたいと思います。以上で説明を終わりますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

マイナンバーでちょっと関連してお尋ねします。今、マイナンバー制度をやって、それぞれ個人カード、個人番号配付になりました。それで、紙のカードとあと、免許証型の個人で申請すればというお話、以前もありましたけれども、ただ、今、写真館で置いているような、座れば写真撮れる、それでマイナンバーをそこに押せば、それで手続きが完了するんだという簡易な方法もあるらしいですけれども、我々が納付書と一緒にきたのは、写真とそれを発送してやるという話なんですけれども、町で簡素化した手続きというのは、可能になるのか、あくまでも、直接、相手先わかりませんけれども、相手先とやるのか、その辺、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。今、郵便で通知カード、マイナンバーの通知カードが皆さんのお手元にいっています。この通知カードの下に申請書が付いているのですが、その申請書が個人番号カードと言われる、要するに顔写真の付いた運転免許証のようなカードの申請書になっています。あの申請書の裏面に顔写真、記載しているとおりの顔写真を貼り付けて、署名をして、確か捺印をして、同封になっている封筒、地方公共団体情報機構、ちょっと正式名称忘れましたが、ジェイリスという機構に行くための封筒なんですけど、それに入れて、出していただければ、郵便料かからないで、申請手続き終わります。それで、来年1月以降、各市町村の戸籍係で、その顔写真の貼ったカードが交付されるということです。

◎ 議 長（伊藤政博）

簡素化された機械があるということでしょう。西山さんが言うのは。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

本人が申請するときも、あの申請書に写真を添付して、名前を書いて、印鑑を押して送るだけです。役場の方に記載方法わからないので、役場の方に来ていただければ、ここに氏名を記載して、写真を持って来ていただいて、それを一緒に封筒に入れて、役場の方に出してあげることもできますけれども、役場で写真を撮るような機械は設置しておりませんので、写真は各自でそれぞれで撮ってきていただきたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

要するに不得意な人もいるわけですよね。いろいろ手書きでやるということになれば、ちょっと報道で目にしたのが、写真機で要するに写真を撮って、そこにマイナンバーの番号を打ってやれば、自動的にそちらでもう手続きが終了という話だったものですから、これのできるのであれば、町も代行して、要するに写真を持ってくれば、町で代行してやれることも可能なんだろうなというちょっと思いしたものですから、もし可能であれば、役場に顔写真の規格のものを持ってくれば、代行しますよということであれば、それでいいんですけれども、できるということでもいいですね。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

ちょっとマイナンバーの話で、先ほどから聞こうかどうかだいぶ悩んでいました。受け取り拒否は、ごさいませんという話、ただ、居所不明だとか、そういうことで、今、200通から300通戻ってきていると。多分、その中に載っている記事が入っているんだろうと思う。隣町では、4、5件受け取り拒否はありますということ。北斗市でも100件に満たないくらいはあるんだと言います。そこでですね、たまたま相談を受けたのは、保険の解約をするときに、マイナンバーを書かなかつたら解約できなかったという、こういう案件が1つ出てきた。函館の人だと思うんですが、そういうことでは、マイナンバーというのは、いろいろなところに使われようとしている。けれども、自分のナンバーを知らせたくないという人は中にはやっぱりいるわけですよ。この辺の苦情というのは、これからどんどん大きくなると思う。その辺は、国との詰め、きちんとやっぱり整理をしておいた方がいいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

第9条の部分でちょっとお伺いしたいんですけども、この分で、第6項の金額が100万円を超える部分とそれから、その期間が3か月を超えるということで、その金額の100万円を超える部分と100万円未満の部分という何か2本立てになるような感じで受けるんですが、その辺について、もう少しちょっと詳しくお知らせ願えればと思うんですけども。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。今、ちょっと手元に100万円未満の場合の取扱いについては、ちょっと資料持ち合わせておりませんので、ちょっと時間をいただきたいと思います。100万円を超えた場合の猶予については、ここに記載のとおりですけども。100万円見舞いの猶予方法については、ちょっと今、調べさせていただきますので、よろしく願います。

◎ 議 長（伊藤政博）

税務係長。

◎ 税務係長（高田正志）

お答えします。100万円を超える場合は、担保が必要になります。超えない場合は、担保は不要という分け方になります。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

それはわかるんですけども、この第3項とか、第4項の金額と猶予期間も載っているわけですから、その辺、その100万円未満の方々については、どんな猶予期間と金額を想定して、このような条例を作ったのか、この辺、大体わかるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

税務係長。

◎ 税務係長（高田正志）

猶予期間につきましては、1年以内となります。

◎ 7 番（谷口康之）

金額は100万円以下、99万円までということで理解していいんですか。

◎ 税務係長（高田正志）

100万円未満も100万円以上も猶予の期間は、1年以内です。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開致します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第8号 知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第18、議案第8号、『知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第8号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

予算説明資料みだし2の生活福祉課1ページで説明しますので、1ページをお開きください。

知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございますけれども、行政手続における特定の個人を識別するため、番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に伴う改正でございます。

改正内容は、減免申請関係、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、国民健康保険税の減免にかかる申請の提出に必要な記載事項について、個人番号を追加する改正です。

議案にお戻りください。議案の次のページです。知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

知内町国民健康保険税条例（昭和34年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号のうち「、氏名」を「、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2項第5項に規定する個人番号をいう。）」に改め、附則としまして、施行期日、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

なお、予算説明資料みだし2の生活福祉課2ページに新旧対照表として参考資料がありますので、ご参照願いたいと思います。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第9号 知内町介護保険条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第19、議案第9号、『知内町介護保険条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第9号、知内町介護保険条例の一部を改正する条例について。

知内町介護保険条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町介護保険条例の一部を改正する条例。

知内町介護保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のとおり改正する。

第10条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下、同じ）」に改め、第11条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附則としまして、施行期日、この条例は、平成28年1月1日から施行する。

なお、予算説明資料みだし2の生活福祉課3ページに新旧対照表として参考資料がありますので、ご参照願いたいと思います。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ● 報告第1号 知内町新型インフルエンザ等対策行動計画について

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第20、報告第1号、『知内町新型インフルエンザ等対策行動計画について』を議題とします。

報告内容の説明を求めます。

生活福祉課長。

### ◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

報告第1号、知内町新型インフルエンザ等対策行動計画について。

知内町新型インフルエンザ等対策措置法（平成24年法律第31号）第8条第6項に基づき、知内町新型インフルエンザ等対策行動計画を別紙のとおり報告する。

この計画については、平成24年5月、国が新型インフルエンザ等対策特別措置法が新型インフルエンザ等対策の強化を図るために制定されました。本町は、特別法第8条に基づき、平成25年10月に作成をされました北海道新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性を図りながら、町内で新型インフルエンザの患者が発生した場合に、町民生活の被害を最小限に抑えることを目的として、今回、知内町新型インフルエンザ等対策行動計画として策定しました。別冊の知内町新型インフルエンザ等対策行動計画で説明します。

別冊をご覧ください。目次で説明していきたいと思っております。この計画は、第1章の総論及び第2章の各段階における対策から構成されております。

第1章は、第1節、町の責務、計画の位置付け、構成等、第2節、新型インフルエンザ等対策に関する基本方針で組み立てており、第2章は、第1節、未発生期、第2節の海外発生期、第3節、国内発生期、第4節、国内感染期、第5節の小康期の構成からなっております。第1節から第5節までは、それぞれの想定や措置が記載されており、想定状況や実施体制、情報収集、予防、まん延防止等の事項の措置が記載されています。簡単ではありますが、知内町新型インフルエンザ等対策行動計画について、説明させていただきます。よろしくお願ひします。

### ◎ 議長（伊藤政博）

報告の案件であります。質疑があれば、特に許します。

（「なし」の声あり）

それでは、これで報告第1号を終わります。

---

## ● 発委第2号 知内町議会委員会条例の一部を改正する条例について



◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第21、発委第2号、『知内町議会委員会条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、敦澤良子君。

◎ 委 員 長（敦澤良子）

発委第2号、知内町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

知内町議会委員会条例の一部を次のとおり改正する。

平成27年12月17日提出。提出者、知内町議会運営委員会委員長、敦澤良子。

本条例の一部を改正する提案理由について、ご説明致します。

本条例の一部改正は、本委員会における委員数を7名から10名に増やすことで、より一層活発な活動が可能になることから、改正するものであります。

次のページをお開きください。知内町議会委員会条例の一部を改正する条例。

知内町議会委員会条例（昭和63年条例第13号）の一部を次のとおり改正する。

第2条、常任委員会の名称、委員定数及びその所管です。

第2条中、「総務文教常任委員会7人」を「総務文教常任委員会10人」に、「経済民生常任委員会7人」を「経済民生常任委員会10人」に改める。

改正内容については、議会議案説明書資料2、知内町議会委員会条例新旧対照表の2ページをお目通し願いたいと思います。

附則として、この条例は、平成28年4月9日から施行する。

以上、発委第2号、知内町議会委員会条例の一部改正の提案理由をご説明申し上げ、議員各位のご賛同を願うものであります。以上、説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから発委第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 意見書案第1号 TPP交渉大筋合意に対する意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第22、意見書案第1号、『TPP交渉大筋合意に対する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 7 番 (谷口康之)

意見書案第1号、TPP交渉大筋合意に対する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して上記意見書を提出するものとする。

平成27年12月17日提出。提出議員、谷口康之。賛成議員は、吉田峰一議員、木村一議員、松井盛泰議員、泉政栄議員、敦澤良子議員、五十嵐捷爾議員の方々であります。

TPP交渉大筋合意に対する意見書

日本政府は、本年10月5日米国アトランタで開催された閣僚会合において、TPP(環太平洋経済連携協定)交渉に関して大筋合意に至ったことを宣言しました。

農林水産物については、これまでの情報では、全体の8割が即時あるいは段階的関税撤廃の対象となり、聖域とされた重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)も3割が関税撤廃の対象となるなど、我が国において、かつてない農畜産物市場の開放がなされる方向が示されました。

TPP交渉については、守秘義務を盾に情報が開示されず、国民的議論も一切なされないままに大筋合意に至り、さらには、合意内容も小出しに開示されるとともに、非関税障壁など未だ全容が明らかにされない内容も多く、地域の基幹産業である農業や地域経済が直接的・間接的にどのような影響を受けるのかも見えず、我々は大きな不安と政府に対する強い不信・憤りを抱いています。

つきましては、生産者が将来にわたり意欲と希望をもって営農を継続できるとともに、地域経済・社会および道民・国民の命と暮らしがTPPによって脅かされることとならないよう、下記の要望事項について強く要請する。

記、1. TPP交渉の大筋合意内容の全容と影響、さらには国会決議との整合性について説明責任を果たすこと。

2. 生産者の不安を払拭し、将来にわたり意欲と希望を持って農業に取り組めるよう、規模の大小や法人経営・家族経営を問わず、確実に再生産可能となる政策を構築すること。

3. 北海道550万人とともに、我が国の食料安全保障や食の安全・安心の必要性、農業・農村の果たす多面的機能を含めた農業理解促進活動を展開し、国産農畜産物に対する支持と信頼を高める実効性ある対策を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月17日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣府特命大臣(経済財政政策担当)以上であります。

◎ 議長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本意見書案については、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、そのように取り扱うことに決定しました。

---

## ● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

### ◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第23、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席、又は派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため、出張することについて予め議会の承認を得たいと思います。このことを承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して出張、又は派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席、または派遣をする議員については、その都度、議長において指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定しました。

---

## ● 閉会宣言

### ◎ 議長 (伊藤政博)

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成27年第4回知内町議会定例会を閉会します。どうも大変ご苦勞様でした。

( 閉会 午後 2時18分 )